

4. モデル施設の避難確保計画

避難確保計画の作成例

各施設の避難確保計画を参考にする際には、影響する火山現象や施設の規模、施設利用者等の人数等の特徴や実情を考慮する必要がありますので、ご注意ください。

【火口周辺・単独施設】

事例① 牧場及び関連施設（八丈島）の避難確保計画・・・39

事例② 休憩施設及びロープウェイ（岩木山）の避難確保計画
・・・・・・・・・・58

【火口周辺・地区一体】

事例③ 旅館・キャンプ場等（栗駒山）の避難確保計画・・・84

事例④ 山小屋（富士山）の避難確保計画・・・・・・・・・・111

【居住地域・単独施設】

事例⑤ 保育所（有珠山）の避難確保計画・・・・・・・・・・155

事例⑥ 小中学校（岩手山）の避難確保計画・・・・・・・・・・176

事例⑦ 特別養護老人ホーム（三宅島）の避難確保計画・・・200

事例⑧ 病院（富士山）の避難確保計画・・・・・・・・・・—

事例⑨ 小学校（雲仙岳）の避難確保計画・・・・・・・・・・275

事例⑩ 民宿（口永良部島）の避難確保計画・・・・・・・・・・296

【居住地域・地区一体】

事例⑪ ロープウェイ、スキー場及び関連施設（安達太良山）
の避難確保計画・・・・・・・・・・313

事例⑫ 民宿（富士山）の避難確保計画・・・・・・・・・・340

八丈富士噴火時等の避難確保計画（案）

八丈町産業観光課

令和〇年〇月

影響を受ける火山現象や施設の立地、施設周辺の道路等の状況、利用者の状況、従業員等の業務状況等によって、噴火時等に行うべき防災対応は異なります。避難確保計画の事例を参考にする場合には注意してください。

目 次

1	計画の目的	3
2	施設の位置	3
3	避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	4
4	防災体制	5
5	情報伝達及び避難誘導	
5. 1	噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合	6
5. 2	噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	10
5. 3	臨時の解説情報等が発表された場合	11
6	資器材の配備等（必要な物資等）	12
7	防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察等の必要な措置	13
8	参考資料等	14

1 計画の目的

当施設※は、八丈町地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められており、第8条に基づき本計画を定める。本計画は、当施設の従業員及び利用者（以下、「施設利用者」という。）の噴火時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

※当施設とは、ふれあい牧場内に立地する八丈富士牧野休憩舎、駐車場、展望台、牛舎、トイレ等の施設及び各施設を接続する敷地内通路をいう。

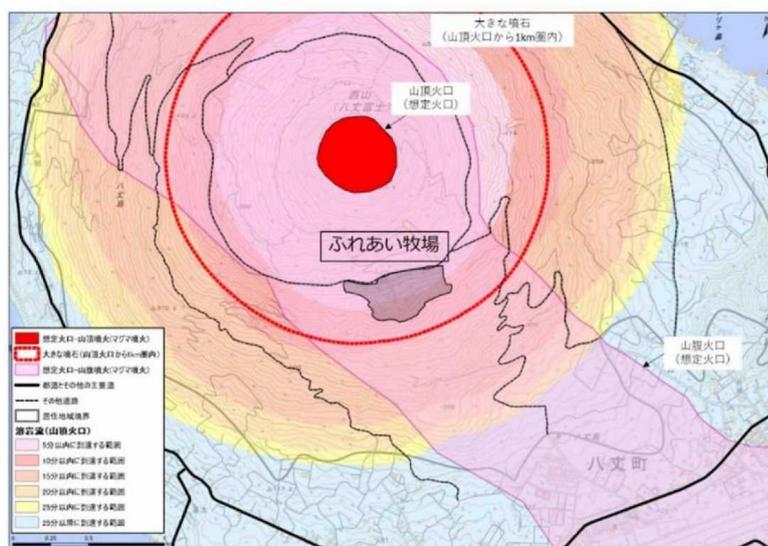
2 施設の位置

当施設は、山頂噴火想定火口域から約1km圏内に位置しており、噴火警戒レベル2の場合は立入規制が行われ、当施設から規制区域外への避難が必要となる。当施設に影響のある火山現象は、大きな噴石、溶岩流、火砕流、土石流、降灰等が想定されている。

表一 施設の位置

項目		内容
想定火口からの距離		概ね1km圏内
噴火警戒レベル	レベル2：火口周辺規制	範囲内
	レベル3：入山規制	範囲内
	レベル4・5：避難準備・避難	範囲内
当施設に影響のある火山現象		大きな噴石、溶岩流、火砕流、土石流等

以下に、施設の位置図を示す。



(出典) 八丈島火山避難計画 (令和元年5月) をもとに作図

図一 施設の位置図

3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

避難確保を行うべき対象は、原則として施設利用者とする。

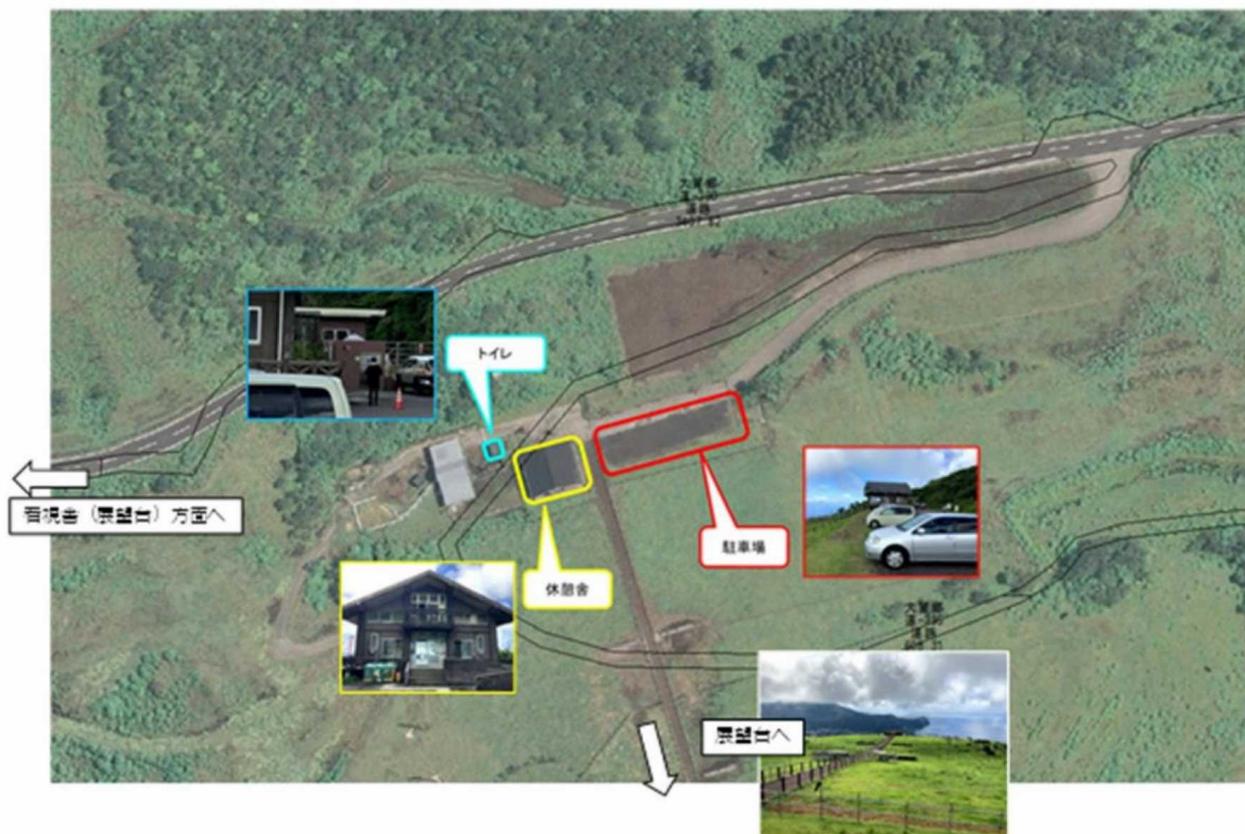
また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保に努める。

当施設の従業員数、最大利用者数、当施設に緊急退避してくる者の想定人数は、以下のとおりである。

表-2 避難を確保すべき対象者数
(日中のピーク：8月の休日の午後2時ごろを想定)

施設利用者		施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
従業者数	最大利用者数	
4人	30人	—

当施設周辺の地図を以下に示す。



(出典) 八丈町資料

図-2 施設周辺の地図

4 防災体制

表一3 噴火警戒レベルに合わせた八丈町の対応表

噴火警戒レベル	施設運営と対策
レベル5	施設：閉鎖
レベル4	対応：八丈町災害対策本部の動向を確認しながら、 情報を収集し対策の検討をおこない施設利用者へ情報の伝達と下山を促す。
レベル3	
レベル2	
レベル1	施設：開場 対応：特になし

※八丈町災害対策本部が設置されていない場合には、八丈町総務課と読み替えるものとする。(以降同様)

当施設の噴火時等の体制は、以下のとおりである。

表一4 火山活動状況と体制の関係

状況	体制	従業員の役割
噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合	災害対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理 ・情報伝達 ・避難誘導
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合		
噴火警戒レベルの引上げがあっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理 ・情報伝達

従業員及び関連機関職員の役割

- ・統括管理は産業観光課長がおこない、以下の災害対応にあたる。
- ・情報伝達は産業観光課産業係職員がおこなう。
- ・避難誘導は牧場管理職員及び八丈富士牧野休憩舎従業員がおこなう。

5 情報伝達及び避難誘導

5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合

ア 情報収集・伝達

八丈富士の噴火の発生を認知した場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。直ちに災害対応体制をとるとともに、八丈町災害対策本部に噴火の発生や災害対応体制をとったことを伝達する。その後も継続して八丈町災害対策本部と連絡を取り合い、情報の共有を行う。

共有する情報は、以下のとおり。

- ・施設が把握している火山活動の状況
- ・施設利用者の避難状況、被災状況（負傷者数など）
- ・施設及び周辺の被害状況
- ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など
- ・規制範囲外への避難実施のタイミング（八丈富士休憩舎へ一時退避か、即避難かの判断）



図一 3 緊急連絡の流れ

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表一 5 各施設及び関係機関連絡先一覧

分類	業種	施設名	連絡先
連絡先 (関連機関の窓口)	行政機関	八丈町総務課	■■■■■
		八丈町産業観光課	■■■■■
		八丈支庁総務課	■■■■■
		八丈町消防本部	■■■■■
		町立八丈病院	■■■■■
		八丈島警察署	■■■■■
	その他関係機関	八丈町商工会	■■■■■
参考(防災対応では、連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関)	その他関係機関	気象庁火山監視・警報センター	■■■■■ ■■■■■

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード	説明		
				火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	 レベル5 避難 	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
			 レベル4 避難準備 	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで 火口周辺	 レベル3 入山規制 	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
			 レベル2 火口周辺規制 	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	 レベル1 活火山であることに留意 	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

図一 噴火警戒レベル表

○噴火警戒レベル2～ 情報伝達の際は、状況を確認し関連機関と連絡をとり八丈町対策本部からの指示等を伝達する。

避難誘導の際は、八丈町からの情報を確認しながら施設利用者へ下山を促す。

八丈富士休憩舎は状況に応じて緊急退避スペースとして活用した後、速やかに閉鎖して避難する。※1

※1 噴火警戒レベル2～はできる限り速やかに施設利用者の安全確保のために下山を促す。施設利用者不在となり次第、八丈富士休憩舎を閉鎖し下山する。

また、突発的な噴火の際には、八丈富士休憩舎は安全な下山ができるまでの緊急退避スペースとして活用する。

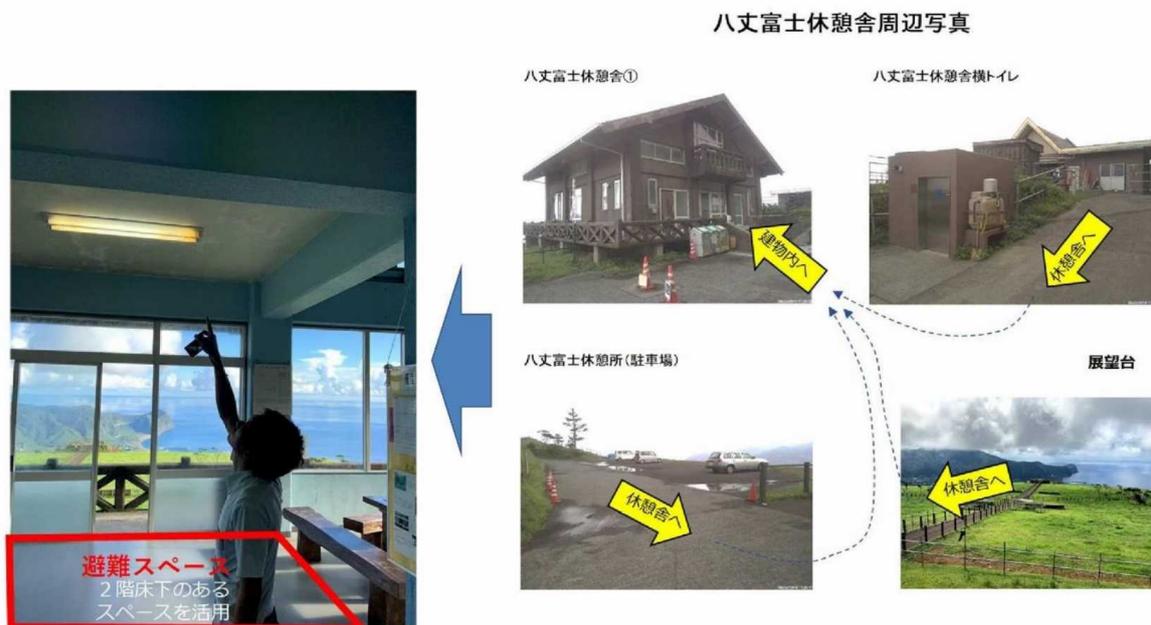
イ 避難誘導対応（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

避難誘導の際は、自身の安全を確保しつつ、八丈富士休憩舎の建物の入り口等で、屋外にいる施設利用者に対して、拡声器等で八丈富士が噴火したことを伝え、建物内に入るよう呼びかける。また、建物内にいる施設利用者に対しても、八丈富士が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

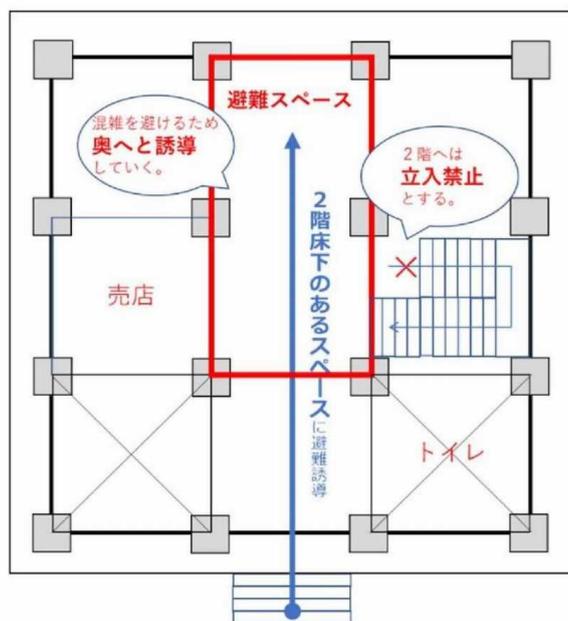
ウ 建物内のより安全な場所への誘導

避難誘導の際は、施設利用者や建物内の緊急退避者に、マスクとヘルメットを配布し、建物内のより安全な場所へ誘導する。

八丈富士休憩舎への経路図を下記に示す。



図一五 建物内のより安全な場所と経路図



図一六 緊急退避スペース（八丈富士休憩舎1階）

エ 緊急避難者状況の把握・整理

避難誘導の際は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を可能な限り把握・整理する。

オ 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。

カ 規制範囲外への避難

緊急退避者等の、規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、八丈町災害対策本部と連絡を取り、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。

規制範囲外の避難先は八丈町災害対策本部の指示する場所とし、規制範囲外への避難経路は下記のとおり経路 A、B-1、B-2 のいずれかを基本とする。

ただし、八丈町災害対策本部の指示があった場合は、この限りでない。



(出典) 地理院地図に町加筆

図一七 避難先と避難経路

規制範囲外への避難手段は、各自の手段での規制範囲外への避難を基本とする。ただし、八丈町災害対策本部から指示があった場合は、この限りではない。

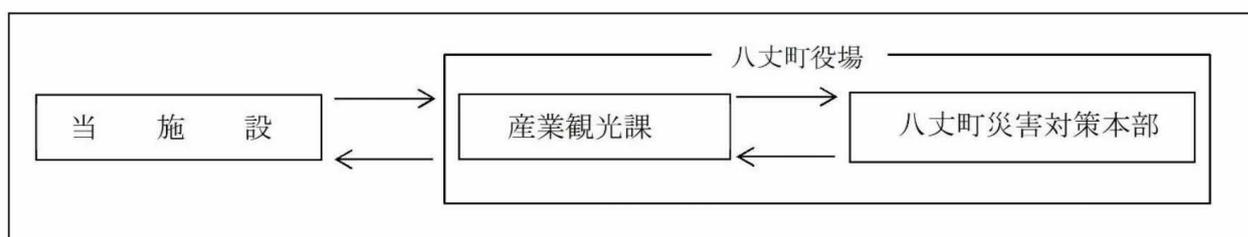
5. 2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必

要となった場合

ア 情報収集・伝達

八丈富士の噴火警戒レベルが2（又は3）に引き上げられたこと、又は立入規制を実施したことについて、八丈町災害対策本部から第一報を受けた場合、直ちに災害対応体制をとる。

その後、八丈町災害対策本部と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。表―5「各施設及び関係機関連絡先一覧」と表―8「参考とすべき情報等（例）」を活用し対応にあたる。



図一8 緊急連絡の流れ

イ 避難誘導対応

規制範囲外への避難が必要となった場合、建物内にいる施設利用者や屋外にいる施設利用者、さらには施設周辺に、拡声器などを活用し、噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難勧告・避難指示が発令され、規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。文案を以下に示す。

〈建物内への広報〉

ただ今、八丈富士の噴火警戒レベルが2（又は3）になりました。火口から1 km圏に立入規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。

繰り返します・・・

〈施設周辺への広報〉

ただ今、八丈富士の噴火警戒レベルが2（又は3）になりました。火口から1 km圏に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに規制範囲外に避難してください。避難に際しては、八丈町災害対策本部や気象庁等から出される情報に注意してください。

繰り返します・・・

ウ 規制範囲外への避難の実施

施設利用者を規制範囲外に避難させるための避難経路を定めておき、避難手段については、各自の手段での避難を基本とする。ただし、八丈町災害対策本部から指示があった場合は、この限りではない。

避難誘導班は、施設利用者の人数や避難の状況などを把握・整理する。

避難手段のない施設利用者がいる場合、八丈町災害対策本部との事前の協議に基づいて車両の手配等を要請する。

最後に、建物内に残留者がいないか確認する。

避難経路は、図－7「避難先と避難経路」による。

5. 3 臨時の解説情報等が発表された場合

ア 情報収集・伝達

八丈富士に関する臨時の解説情報が発表されたことを、八丈町災害対策本部からの連絡を受けた場合、直ちに情報収集体制をとる。その後、八丈町災害対策本部と随時、情報収集・伝達を行う。

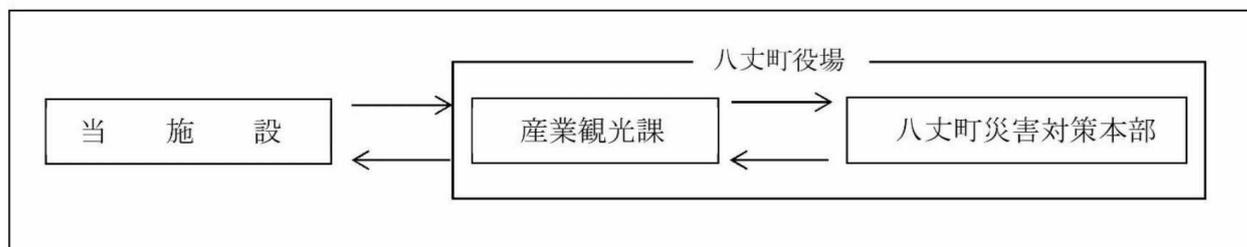
施設内や屋外空間にいる施設利用者に八丈富士の臨時の解説情報が発表されたことを施設内に掲示又は呼びかける。文案を下記に示す。

〈臨時の解説情報が発表された場合〉

ただ今、気象庁から八丈富士に関する臨時の解説情報が出されました。

今後の火山活動や気象庁・八丈町から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・・・・



図－9 緊急連絡の流れ

また、表－5「各施設及び関係機関連絡先一覧」と表－8「参考とすべき情報等（例）」を活用し対応にあたる。

6 資器材の配備等（必要な物資等）

情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備、資器材、備蓄物資は、表のとおりである。施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

表—6 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置・保管場所	数 量
情報収集・伝達	テレビ	八丈富士休憩舎	1台
	ラジオ		1台
	インターネット端末		1台
避難・誘導	携帯用拡声器		1機
	ヘルメット		30個
	マスク		30枚
	医薬品		1セット
その他	予備電池		数个
	懐中電灯		5個
	ポータブル火山ガス検知器		1機
	立入り禁止柵	数个	

7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察等の必要な措置

(1) 防災教育・訓練の実施

毎年、従業員を対象に教育を実施するとともに、必要に応じて避難誘導訓練を実施する。
日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い参加に努める。

(2) 避難確保計画の見直し

関係機関主催の研修会や防災講演会等を通じて、計画の検証及び見直しを行う。

(3) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を以下に伝達する。
気象庁火山監視・警報センター 03-3212-8341（内線4536）

(4) 施設利用者への情報提供

建物内のより安全な場所・退避経路・避難先等は、必要時に八丈富士休憩舎内に掲示する。

表一 7 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
施設周辺の避難経路・避難先 (噴火時等における避難ルート誘導地図)	掲示 (八丈富士休憩舎 1 階)
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	掲示

8 参考資料等

表—8 参考とすべき情報等（例）

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である。（全国版、各地方版）</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である。（全国版）</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

八丈島の噴火警戒レベル

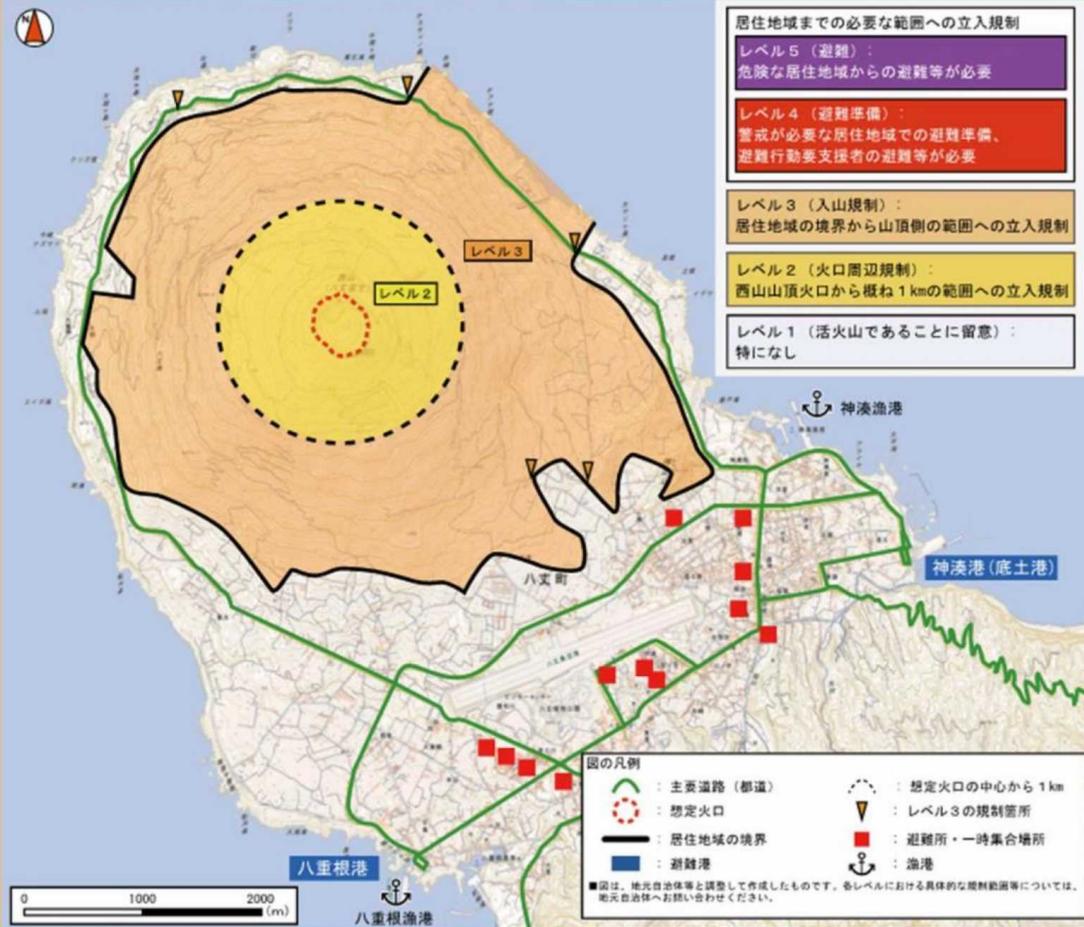
— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する噴火警戒レベル

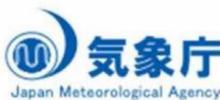
- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



■八丈島 噴火警戒レベルに則した防災対応



本冊子は、植物油インクを使用しています。



気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
TEL：03-3212-8341（内線4536）
<https://www.jma.go.jp/>
■東京管区気象台 業務課
TEL：042-497-7198
<https://www.jma-net.go.jp/tokyo/>

図一10 八丈島の噴火警戒レベルに即した防災対応（出典：気象庁資料）



八丈島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし ●山腹または浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サーージが居住地域に到達、あるいは切迫している。 過去事例 1605年：西山南東斜面で噴火、溶岩流
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕流が居住地域に到達する可能性がある。 過去事例 有史以降の事例なし ●山腹または浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サーージが居住地域に到達する可能性がある。 過去事例 有史以降の事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要。住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ●山頂火口から概ね1km付近まで大きな噴石が飛散する噴火の可能性。 過去事例 有史以降の事例なし ●山頂火口から概ね1km付近まで大きな噴石が飛散する噴火が発生。 過去事例 有史以降の事例なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火の可能性。 過去事例 有史以降の事例なし ●火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火が発生。 過去事例 有史以降の事例なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏、山頂火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地元自治体にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

図-11 八丈島の噴火警戒レベル (出典：気象庁資料)

(案)

岩木山噴火時等の避難確保計画

【火口周辺の単独施設版】

令和4年3月版

津軽岩木スカイライン8合目休憩所

影響を受ける火山現象や施設の立地、施設周辺の道路等の状況、利用者の状況、従業員等の業務状況等によって、噴火時等に行うべき防災対応は異なります。避難確保計画の事例を参考にする場合には注意してください。

目 次

1. 計画の目的	1
2. 当施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4. 防災体制	4
5. 情報伝達及び避難誘導	6
5.1 火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合	6
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、 避難が必要となった場合	8
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、 突発的に噴火した場合	12
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	16
7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発	18
8. 参考資料	19
9. 様式	22

1. 計画の目的

津軽岩木スカイライン8合目休憩所（以下「当施設」という。）は、弘前市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、施設に勤務する者、施設の利用者（登山や観光等で立ち寄った方を含む）（以下「利用者等」という。）に対して、岩木山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 当施設の位置

以下に、当施設の位置図を示す。当施設は、想定火口内に位置しており、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の場合に弘前市によって火口周辺規制が行われ、避難が必要になる。

表1 施設の位置

項目		内容
想定火口からの距離		範囲内
噴火警戒 レベル	レベル2（火口周辺規制）	範囲内
	レベル3（入山規制）	範囲内
	レベル4・5（高齢者等避難・避難）	範囲内
施設に影響のある火山現象		大きな噴石、火砕流・火砕サージ

以下に、当施設の位置図を示す。

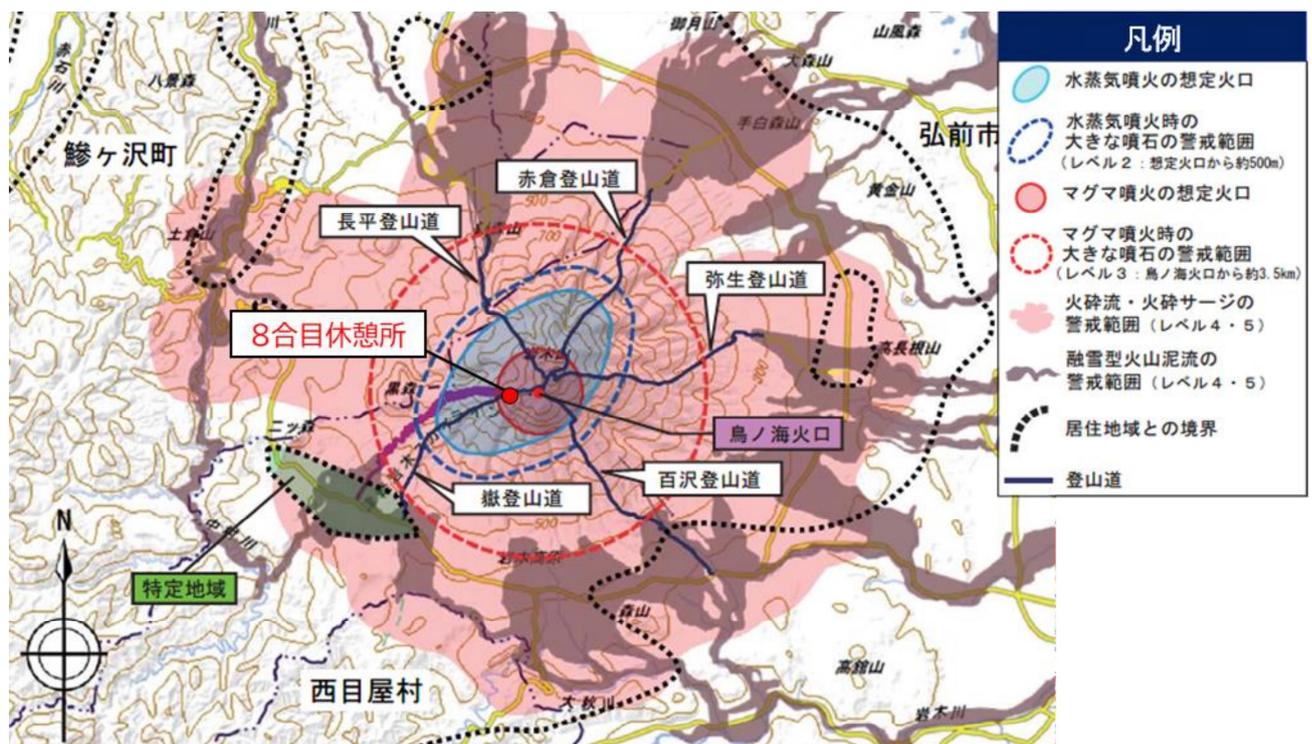


図1 当施設の位置図

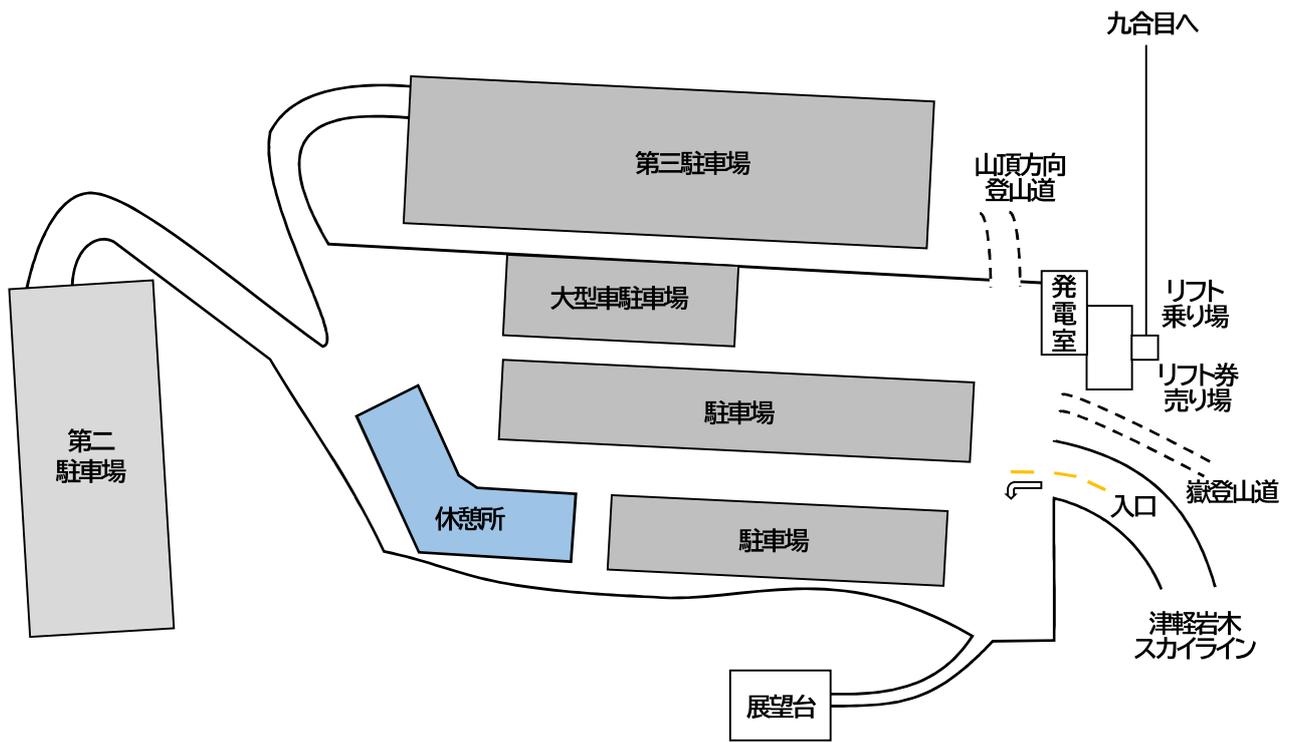


図2 当施設平面図
 (駐車台数：約150台、収容人数(休憩所)：約100名)

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当施設において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。
 また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保に努める。
 なお、避難を確保すべき者と施設周辺にいる者の想定人数は、以下のとおりである。

表2 避難を確保すべき利用者等
 (日中のピーク：10月の休日の11時ごろを想定)

避難を確保すべき対象		施設周辺にいる登山者・観光客等 (左記を含まない)
従業員数	最大利用者数	
5人	1,200人	350人

表3 避難を確保すべき利用者等
 (夜間のピーク：9月「お山参詣」時の夜間を想定)

避難を確保すべき対象		施設周辺にいる登山者・観光客等 (左記を含まない)
従業員数	最大利用者数	
6人	200人	20人

当施設周辺の地図を以下に示す。

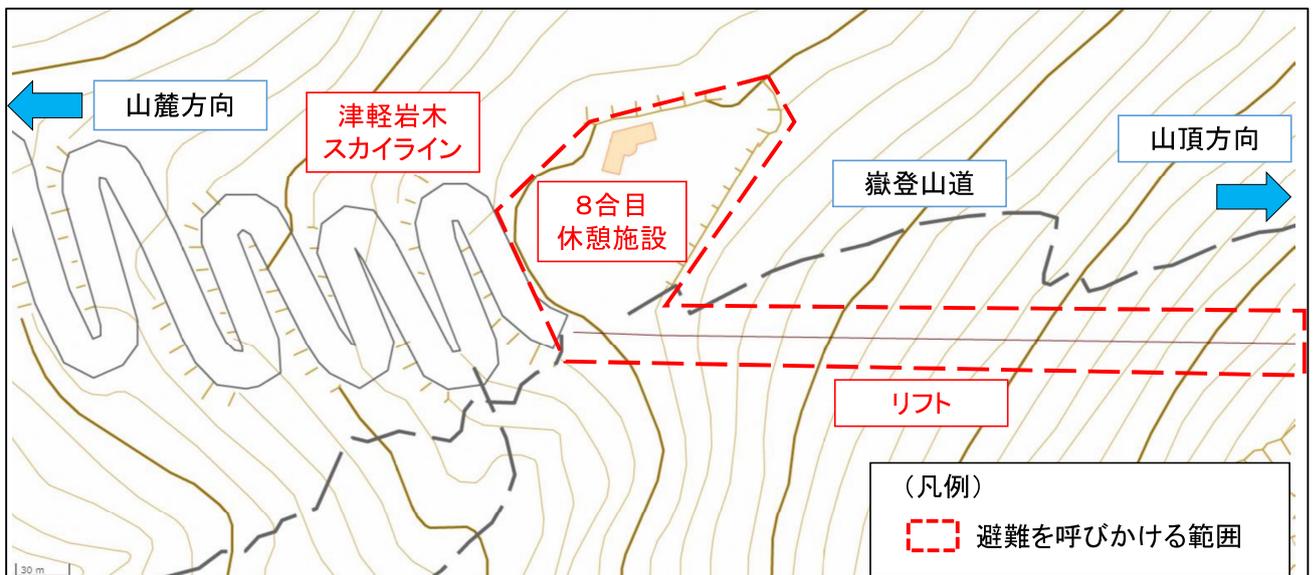


図3 施設周辺の地図

4. 防災体制

岩木山の火山活動が活発化した場合の当施設における防災体制は、以下のとおりである。

表4 防災体制と火山活動状況の関係

防災体制	当施設の班組織	状況
災害対応体制	以下の班体制をとる。 ・統括管理者 [REDACTED] ・情報班 [REDACTED] ・避難誘導班 [REDACTED]	噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合
		噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合
情報伝達体制	以下の班体制をとる。 ・統括管理者 [REDACTED] ・情報班 [REDACTED]	火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

【当施設の体制図】

当施設は、以下の体制をとり災害対応にあたる。

施設		津軽岩木スカイライン 8 合目休憩施設（株式会社岩木スカイライン）	
統括管理者		■■■■■	・施設の統括
情報班（班長）		■■■■■	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・機関との情報連絡 ・施設の避難状況集約
避難誘導班（班長）		■■■■■	<ul style="list-style-type: none"> ・弘前市との連絡調整 ・利用者の避難状況把握 ・利用者への避難等の呼びかけ（現場での広報） ・避難誘導

図 3 施設の体制図

統括管理者が不在の場合等には以下の者が代理となる。

表 5 統括管理者の代理順位

代理順位	氏名
第 1 位	■■■■■

5. 情報伝達及び避難誘導

5.1 火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

(1) 情報収集・伝達

火山の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合、当施設が行う情報収集・伝達は以下のとおりである。

表6 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
①防災体制の 確立	弘前市からの第一報をもとに情報伝達体制をとる。
②弘前市との 協議	弘前市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表7 関係機関連絡先一覧

分類	関係機関	連絡先	担当窓口
防災対応時の 連絡先	弘前市	防災課 直通電話 : [REDACTED]	防災係
参考	その他 関係機関	青森地方気象台 固定電話 : [REDACTED] 発見者通報 : [REDACTED]	
		弘前消防署 固定電話 : [REDACTED]	
		西分署 固定電話 : [REDACTED]	
	輸送 機関	弘南バス(株) 弘前営業所 固定電話 : [REDACTED]	

(2) 利用者等への周知

施設は、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことを伝える。
文案を下記に示す。

〈火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合〉
ただ今、気象庁から岩木山に関する火山の状況に関する解説情報（臨時）が出されました。今後の火山活動や気象庁・弘前市から出される情報にご注意ください。
繰り返します・・・

5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

(1) 情報収集・伝達

立入規制等により、避難が必要になった場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表8 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
① 防災体制の 確立	弘前市からの第一報をもとに災害対応体制をとる。
② 弘前市との 協議	弘前市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・施設の利用者数

関係機関の連絡先は、表7のとおりである。

(2) 避難誘導対応

①利用者等への情報伝達

施設は、放送設備・資器材（屋外スピーカー、拡声器等）で、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや高齢者等避難、避難指示の発令により、規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。文案を下記に示す。

〈建物内への広報〉

ただ今、岩木山の噴火警戒レベルが2に上がり、火口から500□圏内に立入規制がかかりました。当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。

繰り返します・・・

〈施設周辺への広報〉

ただ今、岩木山の噴火警戒レベルが2に上がり、火口から500□圏内に立入規制がかかりました。この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに下山してください。避難に際しては、弘前市や気象庁等から出される情報に注意してください。

繰り返します・・・

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合〉

➔ 「5. 3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の文案を参照する。

②規制範囲外への避難の実施

規制範囲外への避難は、下記の避難経路（主要地方道（県道を基本））を用いる。避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とする。ただし、弘前市から指示があった場合はこの限りではない。

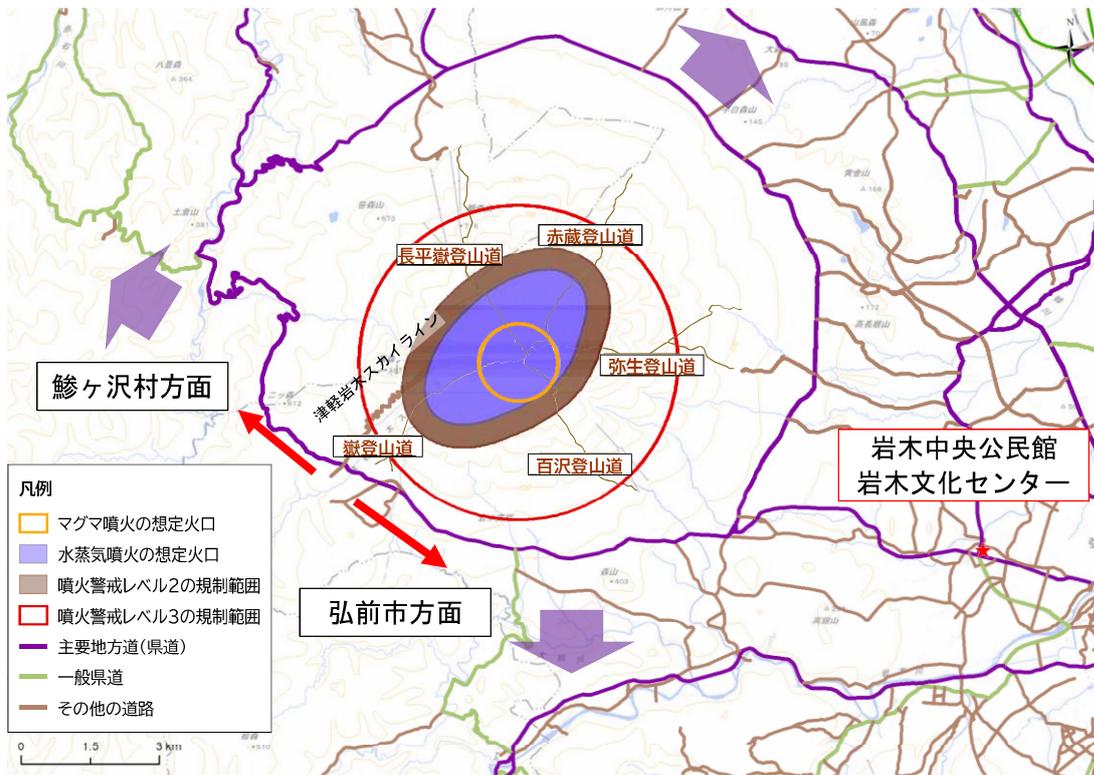


図4 避難先と避難経路

※避難途中で噴火警戒レベル4，5に引き上げられた場合は、即座に想定火口から離れるように避難する（図中の紫の太矢印）。

規制範囲外への避難の手順は以下のとおりである。

表9 規制範囲外への避難

手順	施設のとるべき対応
①利用者等の状況把握	<p>当施設全体の避難状況を確認する。</p> <p>スカイライン料金所の上り側を閉鎖し、手配した車両以外の通行を禁止する。</p> <p>料金所から統括管理者に車両台数を報告する。</p>
②輸送手段の調整	<p>避難手段のない利用者等がいる場合、弘前市との協議により、車両の手配等を要請する。</p>
③避難誘導	<p>規制範囲外へ利用者等を避難誘導する。</p> <p>(避難誘導中に噴火が発生し噴石や降灰があった場合は、最寄りの建物等へ緊急退避)</p> <p>施設関係者が避難の際は、施設は正面口を解錠しておく。</p> <p>利用者の目につきやすい施設出入口、施設内、発電室に掲示する(様式1)。</p>
④残留者の確認	<p>施設内に残留者がいないか確認する。</p>
⑤施設関係者の避難	<p>施設関係者についても、<u>身の安全を確保した上で、施設は施錠せずに避難誘導・貼り紙等を掲示しつつ、規制範囲外へ避難する。</u></p>
⑥避難完了の報告	<p>統括管理者は、身の安全を確保した上で、当施設全体の避難完了について、弘前市へ報告する。</p>

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

(1) 情報収集・伝達

突発的な噴火が発生した場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表10 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
①防災体制の確立	災害対応体制をとり、各職員は身の安全を確保する。その上で各自持ち場周辺にいる利用者等に岩木山が噴火したことを伝え、8合目休憩施設内まで一時退避するよう呼びかける。弘前市に噴火の発生を連絡する。
②弘前市との協議	弘前市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設が把握している火山活動の状況 ・施設の利用者等の避難状況、被災状況 ・施設及び周辺の被害状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・規制範囲外への避難実施のタイミング
③施設内の状況把握	施設の利用者等の避難状況、被災状況を把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ・退避状況集計様式（様式2） ・退避状況整理様式（様式3） 施設及び周辺の被害状況を把握する。

関係機関の連絡先は、表7のとおりである。

(2) 避難誘導対応

①利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

施設の担当者は身の安全を図りつつ、放送設備・資器材（屋外スピーカー、拡声器等）で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者等に対しても、岩木山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

文案を下記に示す。

〈屋外空間への広報〉

ただ今、岩木山が噴火しました。ただちに、建物内へ避難してください。
繰り返します・・・・・・

〈建物内〉

ただ今、岩木山が噴火しました。建物の外に出ないでください。
また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。
繰り返します・・・・・・

②建物内の緊急退避誘導（屋内の移動）

大きな噴石が予想される際の緊急退避は、利用者等を建物内のより安全な場所に誘導する。入りきれない場合には、なるべく建物内で上階のある箇所の下に誘導する。誘導後、マスク、ヘルメットを配布する。

建物内のより安全な場所へ至る経路図は以下のとおりである。

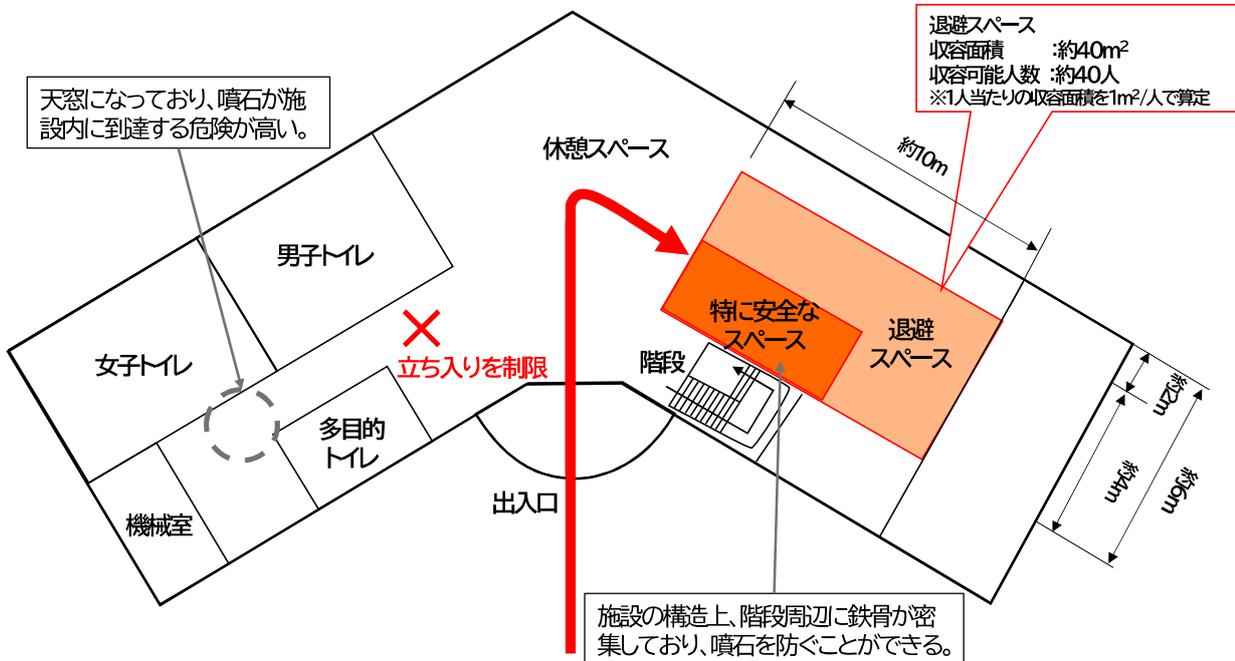


図5 8合目休憩施設内のより安全な場所・経路図



トイレ前（施設左側）



休憩スペース（施設右側）



窓際シャッター（外側）



窓際シャッター（内側）

③退避者状況の把握・整理

統括管理者は、退避が完了した後、利用者等の状況を退避状況集計様式（様式2）により可能な限り整理する。その後、さらに詳細な報告を要する場合には、退避状況整理様式（様式3）により整理する。

④応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。また、負傷者の状況等を統括管理者に報告する。

⑤規制範囲外への避難

利用者等の、規制範囲外への避難の可否やタイミングについて、弘前市と連絡をとり、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。

規制範囲外の避難先は、岩木中央公民館および岩木文化センターとし、規制範囲外への避難には図4の避難経路を用いる。

規制範囲外への避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とする。

ただし、弘前市から指示があった場合はこの限りではない。

規制範囲外への避難の手順は以下のとおりである。

表11 規制範囲外への避難

手順	施設のとるべき対応
① <u>弘前市</u> との協議	<u>弘前市</u> と避難の実施の可否やタイミングを協議、必要に応じて、車両の手配、負傷者の救助要請を行う。
② 避難誘導	避難誘導班は、規制範囲外へ緊急退避者を避難誘導する。 スカイライン料金所の上り側を閉鎖し、手配した車両以外の通行を禁止する。 料金所から統括管理者に車両台数を報告する。 施設関係者が避難の際は、施設は正面口を解錠しておく。 利用者の目につきやすい施設出入口、施設内、発電室に掲示する（様式1）。
③ 施設内の残留者確認	統括管理者は、施設内の残留者を確認する。
④ 施設関係者の避難	施設関係者についても、 <u>身の安全を確保した上で、施設は施錠せずに避難誘導・貼り紙等を掲示しつつ、規制範囲外へ避難する。</u>
⑤ 避難完了の報告	統括管理者は、身の安全を確保した上で、当施設全体の避難完了について、 <u>弘前市</u> へ報告する。

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

（1）当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

① 保有設備、資器材、備蓄物資

当施設で保有する、情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。

統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者は、毎年4月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。

表12 保有設備、資器材、備蓄物資一覧

（令和4年3月現在）

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ		0
	ラジオ		0
	ファクス		0
	インターネット端末	リフト詰所	1
避難誘導	屋外スピーカー	リフト支柱に設置	5
	携帯用拡声器	リフト詰所	1
	メガホン		0
	案内旗		0
	ヘルメット	リフト詰所	10
	マスク	リフト詰所	50
	水・食料		0
	寝具・防寒具		0
	医薬品	リフト詰所	1
その他	自家発電装置		0
	自家発電用燃料（予備）		0
	予備電池		0
	懐中電灯	リフト詰所	1
	電池式照明器具		0
	ポータブル火山ガス検知器		0
	従業員用ベスト・腕章		0
	立て看板		0
	立入禁止テープ		0

② 建物内のより安全な場所

当施設の建物内のより安全な場所は図6のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

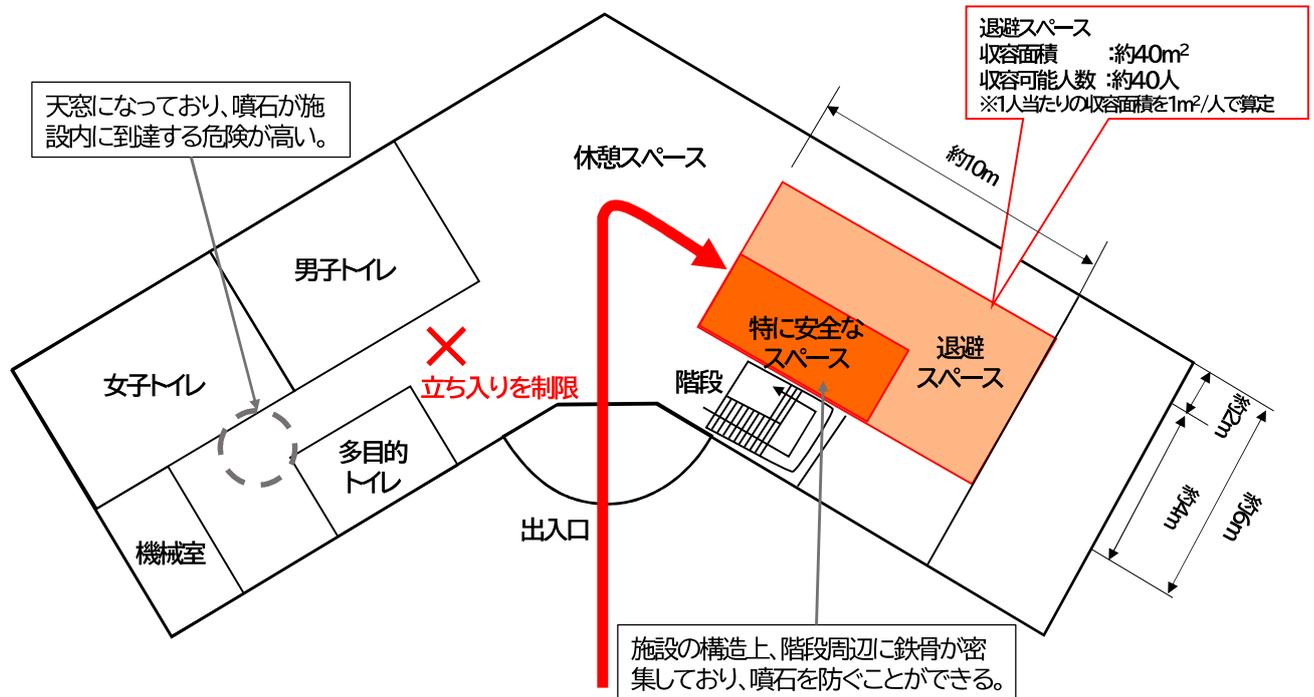


図6 8合目休憩施設内のより安全な場所



トイレ前 (施設左側)



休憩スペース (施設右側)



窓際シャッター (外側)



窓際シャッター (内側)

7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発

(1) 当施設における研修・訓練の実施

当施設においては、下表の研修・訓練を実施する。

表13 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
勉強会	毎年4月	防災対応要員
情報収集・伝達訓練	毎年4月	防災対応要員・利用者等（必要に応じて）
避難誘導訓練	毎年9月	防災対応要員・利用者等（必要に応じて）
避難訓練（火山防災協議会主催）	適宜	防災対応要員
研修会（関係機関主催）、防災講演会	適宜	防災対応要員、従業員

(2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③ 訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、弘前市に報告する。

(3) 当施設における利用者等への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて利用者等への情報提供・啓発を行う。

表14 情報掲示内容等一覧

活用する資料	情報内容	周知方法
平面図 （建物内のより安全な場所・経路図）	建物内のより安全な場所・退避経路	掲示
避難先と避難経路図	施設周辺の避難経路・避難先	掲示
噴火警戒レベルのリーフレット （気象庁作成）	規制の範囲や噴火警戒レベルととるべき防災対応	掲示と配布
火山への登山のそなえ（内閣府作成）	噴火時等の心得、行動のしかた	掲示と配布
火山活動解説資料	現在の噴火警戒レベル・火山活動状況	掲示
岩木山火山防災マップ （弘前市防災マップ）	火山現象の影響範囲や避難先・避難経路	掲示と配布 （8合目休憩施設ほか）
火山に関するパンフレット・資料等	その他、火山防災に関する事項	掲示と配布

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を弘前市や青森地方気象台に伝達する。連絡先は、表7のとおりである。

8. 参考資料

(1) 参考とすべき情報等

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があるると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるため「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。	国土交通省	
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。 こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難指示等を発令する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。 噴火警報や噴火警戒レベルの発表がなくても火山活動の状況等に応じて発表される場合もある。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難指示	市町村長が災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するもの。 噴火警報や噴火警戒レベルの発表がなくても火山活動の状況等に応じて発表される場合もある。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベル表



平成28年7月26日運用開始

岩木山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (レベル)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが発生、あるいは切迫している。 ●噴火の規模や位置が特定できない場合に、融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージの可能性がある。 過去事例 事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージを伴う噴火が予想される。 過去事例 事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備、特定地域の避難等が必要。	●マグマ噴火の発生が予想される。 ●融雪型火山泥流及び火砕流・火砕サージが予想されない噴火の発生。 過去事例 1600年の噴火：噴石、火砕流、泥流 1618年の噴火：降灰 1782年冬～83年春の噴火：噴煙、噴石、火口列生成 1845年の噴火：噴煙・硫黄湧出 1863年の噴火：噴石
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難の準備等が必要。	●水蒸気噴火の発生が予想される。 過去事例 1978年の活動：赤倉沢で噴気活発化
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火口内での少量の噴気・火山ガス等の発生。

※ 特定地域とは、警戒範囲に隣接している弘前市常盤野町会を指す。噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流で避難道路などが通行不能となるおそれがある区域では、早期避難等が必要。

※ 火口とは、岩木山火山噴火緊急減災対策訪計画で想定された火口をいう。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。地元各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



令和3年12月

9. 様式

様式1 避難誘導のための掲示物

**危険です！
速やかに下山を！**

現在、岩木山では噴火のおそれがあり、
「立入規制」がかかっています。

岩木スカイライン八合目休憩所平面図



様式2 退避状況集計様式

集計様式				年 月 日 : 現在	
緊急退避者数			うち負傷者数	備考	
利用者	従業員等	合計			

様式3 退避状況整理様式

Nb	ゲル -フ	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載例	↑	防災 一郎 (ホウサイ イロウ)	男	40		
	↓	防災 花子 (ホウサイ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

栗駒山噴火時等の避難確保計画（案）

令和3年3月

地区名：須川温泉周辺地域（須川高原）

（施設名：須川高原温泉）

影響を受ける火山現象や施設の立地、施設周辺の道路等の状況、利用者の状況、従業員等の業務状況等によって、噴火時等に行うべき防災対応は異なります。避難確保計画の事例を参考にする場合には注意してください。

目 次

1. 計画の目的	1
2. 施設の位置	2
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲.....	3
4. 防災体制.....	5
5. 情報伝達及び避難誘導.....	7
5.1 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合、又は火山の 状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合	7
5.2 噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられた場合.....	9
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く、立入規制等が無い中で、 突発的に噴火した場合.....	12
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	17
7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発.....	20
8. 参考資料.....	21
9. 様式.....	25

1. 計画の目的

須川温泉周辺地域（須川高原）（以下「当地区」という。）に立地する以下の施設は、一関市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき当地区としての避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、施設に勤務する者、施設の利用者（以下「利用者等」という。）に対して、栗駒山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

表1 当地区内の避難促進施設

No.	施設名称	所有者等
1	★須川高原温泉	須川高原温泉株式会社
2	須川ビジターセンター	岩手県 環境生活部 自然保護課
3	須川野営場	一関市 商工労働部 観光物産課

★は、当地区内の代表施設を示す。

2. 当地区の位置

当地区は、想定火口から概ね1 kmに位置している。噴火警戒レベル3以上の場合、一関市から避難勧告等が発令され、避難が必要になる。

表2 施設の位置

項目		内容
想定火口からの距離		概ね1 km
噴火警戒レベル	レベル2（火口周辺規制）	範囲外
	レベル3（入山規制）	範囲内
	レベル4・5（避難準備・避難）	範囲内

当地区に影響のある火山現象は以下のとおり。

表3 当地区に影響のある火山現象

影響する火山現象	大きな噴石、火砕流・火砕サージ、小さな噴石、火山灰
----------	---------------------------

以下に、当地区の位置図を示す。

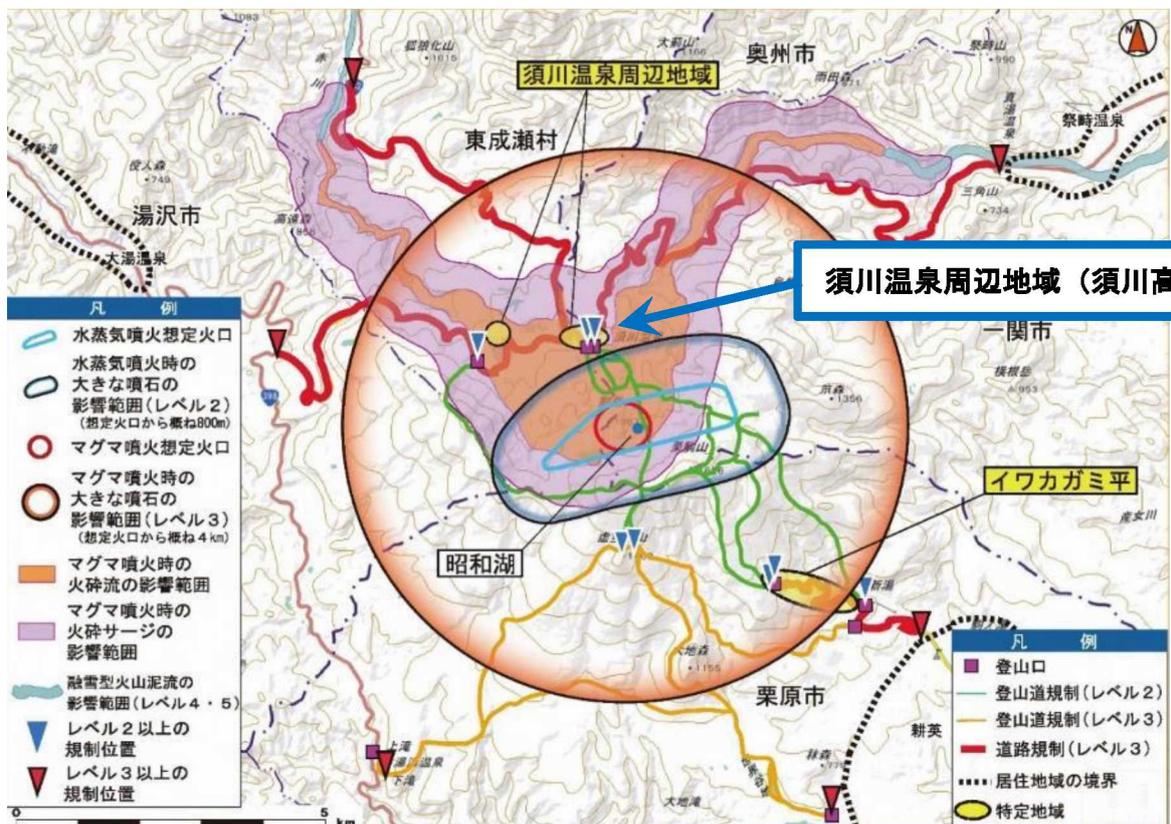


図1 当地区の位置図（栗駒山の噴火警戒レベルリーフレットより）

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当地区において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とし、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保を図る。

また、本計画では、須川高原温泉の営業期間内及び開業・閉業準備期間を対象とする。

なお、避難を確保すべき者と施設周辺にいる者の想定人数は、以下のとおりである。

表4 避難を確保すべき利用者等

(日中のピーク：10月上旬の休日の13時ごろを想定)

業種		施設名	従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
宿泊施設	①	★須川高原温泉	25人	約900人※1	
その他	②	須川ビジターセンター	5人	約60人	
	③	須川野営場		約5人	
合計			30人	約960人	

★は、当地区内の代表施設を示す。

※1 2020年10月4日の実測値(908人)から推定

表5 避難を確保すべき利用者等

(夜間のピーク：10月上旬の休日の夜間を想定)

業種		施設名	従業員数	最大利用者数	施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
宿泊施設	①	★須川高原温泉	20人	約200人※2	
その他	②	須川野営場	0人	5人	
合計			20人	約200人	

★は、当地区内の代表施設を示す。

※2 2020年10月3日の実測値(217人)から推定

当地区の各施設の位置図を以下に示す。本計画で対象とする範囲は、赤枠内とする。



図2 施設位置図

4. 防災体制

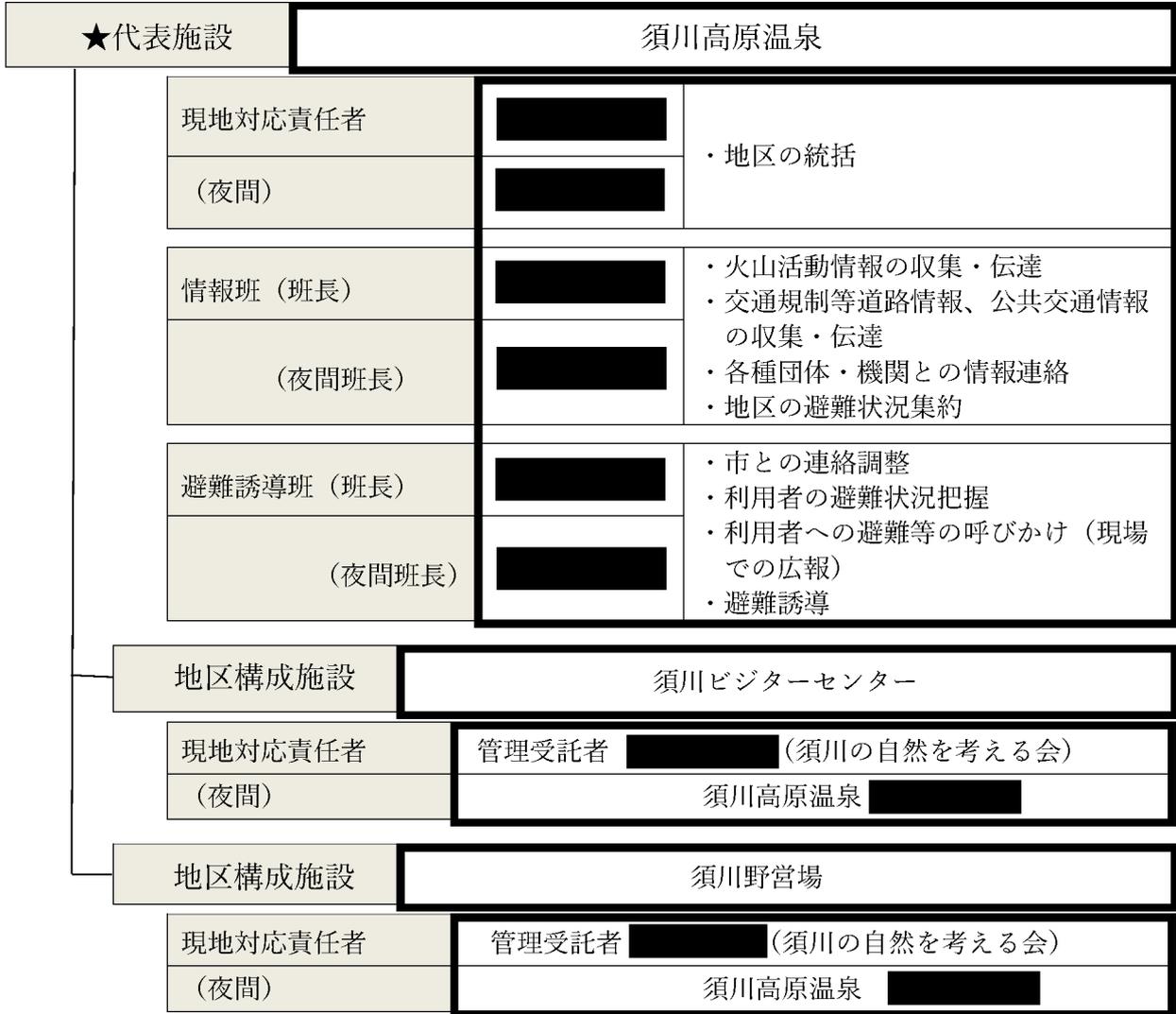
栗駒山の火山活動が活発化した場合の当地区における防災体制は、以下のとおりである。

表6 火山活動状況と防災体制の関係

防災体制	各施設の班組織		状況
情報伝達体制	須川高原温泉は、以下の班体制をとる。 ・現地対応責任者 ・情報班	左記を除く各施設は、以下の者を置く。 ・現地対応責任者	噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合
災害対応体制	須川高原温泉は、以下の班体制をとる。 ・現地対応責任者 ・情報班 ・避難誘導班	左記を除く各施設は、以下の者を置く。 ・現地対応責任者	噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられた場合
			噴火警戒レベルの引上げ等が無く、立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

【当地区の体制図】

代表施設は、地区全体の災害対応を統括する。代表施設と地区を構成する施設は、以下の体制を取り災害対応にあたる。



※須川野営場においては、管理者が帰宅する際、夜間の野営場利用者数を須川高原温泉に伝達する。

図3 地区の体制図

各施設の現地対応責任者が不在の場合等には以下の者が代理となる。

表7 各施設の現地対応責任者の代理順位

代理順位	氏名		
	★須川高原温泉	須川ビジターセンター	須川野営場
第1位	[Redacted]	管理受託者	[Redacted] (須川の自然を考える会)
第2位	[Redacted]	管理受託者	[Redacted] (須川の自然を考える会)

★は、当地区内の代表施設を示す。

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

(1) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表8 当地区として行う情報収集・伝達

	代表施設	地区構成施設
①防災体制の確立	市からの第一報をもとに情報伝達体制をとり、すべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での情報伝達体制をとる。
②市との協議	市と以下の情報を共有する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等	
③地区内での情報共有	利用者等に噴火警戒レベルが「2」に引き上げられたこと（又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたこと）を伝達する。 併せて、代表施設は、栗駒山荘とも情報を共有する。	

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表9 関係機関連絡先一覧

分類	関係機関		連絡先	担当窓口
代表施設	須川高原温泉		固定電話 ■■■■■■	
地区構成施設	須川ビジターセンター		携帯電話 ■■■■■■	■■■■■ (須川の自然を考える会)
	須川野営場			
その他施設	栗駒山荘		固定電話 ■■■■■■	
行政機関	一関市	平常時 又は 災害警戒本部	固定電話 ■■■■■■ 衛星電話 ■■■■■■	防災課危機管理係
		災害対策本部	固定電話 ■■■■■■	
		岩手県自然保護課	固定電話 ■■■■■■	
	一関市観光物産課	固定電話 ■■■■■■		

(2) 利用者等への周知

各施設は、噴火警戒レベルが「2」に引き上げられたこと（又は、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたこと）を利用者等に伝える。

また、須川高原温泉が地区内放送用の可搬型広報スピーカーを操作し、広報する。（ただし、須川野営場では、可搬型広報スピーカーによる広報が十分に聞こえない可能性があることに留意する。）

なお、夜間における須川野営場への伝達は、須川高原温泉が行う。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合〉

ただ今、噴火警戒レベルが「2」に引き上げられました。

栗駒山では、通常より、火山活動が活発になっています。

須川高原温泉横の登山口から山側には入らないでください。なお、当地区は規制の範囲外です。

今後の火山活動や气象台・一関市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

〈火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合〉

ただ今、火山の状況に関する解説情報（臨時）が出されました。

栗駒山では、通常より、火山活動が活発になっています。

今後の火山活動や气象台・一関市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

5.2 噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられた場合

(1) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられた場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表11 当地区として行う情報収集・伝達

	代表施設	地区構成施設
①防災体制の 確立	市からの第一報をもとに災害対応体制 をとり、すべての地区構成施設へ連絡 する。	地区構成施設内での災害対応体制をと る。
②市との協議	市と以下の情報を共有し、避難等の実 施について協議を随時実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活 動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後 の火山活動の推移等 ・地区内の施設の利用者数	/
③地区内での 情報共有	市との協議で得られた情報を地区構成 施設と共有する。 併せて、栗駒山荘とも情報を共有す る。	利用者等の避難状況を代表施設と共有 する。

関係機関の連絡先は、表9のとおりである。

(2) 避難誘導対応

① 利用者等への情報伝達

各施設は、放送設備・資器材（屋外スピーカー、拡声器）で、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難勧告・避難指示の発令により規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。

また、須川高原温泉が地区内放送用の可搬型広報スピーカーを操作し、広報する。（ただし、須川野営場では、可搬型広報スピーカーによる広報が十分に聞こえない可能性があることに留意する。）

なお、夜間における須川野営場への伝達は、須川高原温泉が行う。

文案を下記に示す。

〈施設内及び周辺での広報〉

ただ今、栗駒山の噴火警戒レベルが3に上がり、当地域へは、「避難勧告」（又は、「避難指示（緊急）」）が発令されました。速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。避難に際しては、気象台・一関市から出される情報に注意してください。

繰り返します・・・

→ 〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合〉

「5. 3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く、立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の文案を参照する。

② 規制範囲外への避難の実施

規制範囲外への避難経路は、図4で示す3つの方向が想定される。代表施設の現地対応責任者は、規制範囲外への避難の可否やタイミング、避難方向について一関市と協議の上、利用者等の避難誘導を実施する。

規制範囲外への避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とする。避難手段のない利用者等がいる場合、一関市との協議により、車両の手配を要請する。

なお、規制範囲外への避難誘導に際しては、栗駒山荘とも連絡を取り、連携して実施する。

施設関係者についても、施設内に残留者がいないことを確認した後、規制範囲外への全員避難を完了させる。



図4 避難方向

(3) 避難完了の報告

地区構成施設は、利用者等の避難状況を代表施設と共有する。代表施設は、当地区の避難完了について、一関市に報告する。

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等が無く、立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

(1) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルの引上げ等が無く、立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表12 当地区として行う情報収集・伝達

	代表施設	地区構成施設
①代表施設への連絡		噴火を認知した場合は、代表施設へ連絡する。
②防災体制の確立	災害対応体制をとり、 ・一関市に噴火の発生を連絡する ・すべての地区構成施設へ連絡する	地区構成施設内での災害対応体制をとる。
③市との協議	市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・地区全体の利用者等の避難状況、被災状況 ・地区内の施設及び周辺の被害状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・規制範囲外への避難のタイミング	
④地区内での情報共有	各施設の利用者等の避難状況、被災状況を把握する。 ・退避状況集計方式（様式1） ・退避状況整理様式（様式2） 各施設及び周辺の被害状況を把握する。 併せて、代表施設は栗駒山荘とも情報を共有し、利用者の退避状況の把握に努める。	

(2) 避難誘導対応

① 利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

各施設の担当者は身の安全を図りつつ、放送設備・資器材（屋外スピーカー、拡声器）で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかける。併せて、建物内にいる利用者等に対しても栗駒山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないように呼びかける。

また、地区内放送用の可搬型広報スピーカーは須川高原温泉が操作し、広報する。（ただし、須川野営場では、可搬型広報スピーカーによる広報が十分に聞こえない可能性があることに留意する。）

なお、夜間における須川野営場への伝達は、須川高原温泉が行う。

文案を下記に示す。

〈建物内への広報〉

ただ今、栗駒山が噴火しました。建物の外に出ないでください。
また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。
繰り返します・・・

〈施設周辺・須川野営場への広報〉

ただ今、栗駒山が噴火しました。ただちに、近くの屋根がある場所に避難してください。
繰り返します・・・

② 建物内での緊急退避誘導（屋内の移動）

大きな噴石が予想される際の緊急退避は、利用者等を各施設内のより安全な場所に誘導する。入りきれない場合には、なるべく建物内で上階のある箇所の下に誘導する。誘導後、マスク、ヘルメットを配布する。

須川高原温泉内のより安全な場所は以下のとおりである。



図5 須川高原温泉内のより安全な場所

(3) 施設間の緊急退避誘導

各施設は、噴石の飛散状況等火山活動の状況を観察し、利用者を須川高原温泉へ誘導する。

各施設の現地対応責任者は、須川高原温泉の現地対応責任者と連携し、利用者等への対応にあたる。



図6 施設間の緊急避難誘導先

(4) 退避者状況の把握・整理

各施設の現地対応責任者は、退避が完了した後、利用者等の状況を退避状況集計様式（様式1）により可能な限り整理する。その後、さらに詳細な報告を要する場合には、退避状況整理様式（様式2）により整理する。

代表施設は、地区構成施設の情報を集約し、地区全体の退避状況等の把握・整理を行う。

(5) 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。また、負傷者の状況等を現地対応責任者に報告する。

(6) 規制範囲外への避難

代表施設の現地対応責任者は、規制範囲外への避難の可否やタイミング、避難方向（図4）について、一関市と協議の上、利用者等の避難誘導を実施する。なお、市との連絡が困難な場合には、噴石等に注意しつつ、火砕流・火砕サージの影響範囲外まで避難する。

規制範囲外への避難手段は、自家用車等、各自の手段を基本とし、必要に応じて、車両の手配、負傷者の救助等を一関市に要請する。

なお、規制範囲外への避難誘導に際しては、栗駒山荘とも連絡を取り、連携して実施する。

施設関係者についても、施設内に残留者がいないことを確認した後、規制範囲外への全員避難を完了させる。

(7) 避難完了の報告

地区構成施設は、利用者等の避難状況を代表施設と共有する。代表施設は、当地区の避難完了について、一関市に報告する。

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

（1）当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

① 保有設備、資器材、備蓄物資

当施設（須川高原温泉）で保有する、情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。

現地対応責任者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

現地対応責任者は、毎年4月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。また、更新等の状況を代表施設に報告する。

表13 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

（令和2年10月現在）

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	各居室	70台
	ラジオ	フロント事務所	1台
	ファックス	フロント事務所	1台
	インターネット端末	フロント事務所	1台
避難誘導	可搬型広報スピーカー		
	携帯用拡声器	フロント事務所	1台
	ヘルメット	旧広間倉庫	10個
	マスク	フロント事務所	100枚
	寝具・防寒具	各階管理室、客室	
	医薬品	フロント事務所	1箱
その他	自家発電装置	旧広間倉庫	1台
	自家発電用燃料（予備）	発電機棟前	100ℓ
	予備電池（単1～単4）	フロント事務所	各10個
	懐中電灯	フロント事務所	3台
	ポータブル火山ガス検知器	フロント事務所	1台

② 建物内のより安全な場所

当施設（須川高原温泉）の建物内のより安全な場所は図5のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

(2) 地区全体の施設整備・備品等の状況

① 資器材・備蓄物資

当地区で現在保有する避難誘導の際に必要な資器材、緊急退避した従業員、利用者等のための備蓄物資は、下表のとおりである。代表施設は、毎年4月に各施設に報告を求め、更新する。

表14 地区における資器材、備蓄物資一覧

	★須川高原温泉	須川 ビジターセンター	須川野営場	合計
携帯用拡声器	1個	なし	なし	1個
メガホン	なし	なし		なし
ヘルメット	10個	21個		31個
マスク	100枚	なし		100枚
水	24本 (ペットボトル)	なし		24本 (ペットボトル)
食料	2缶 (乾パン)	なし		2缶 (乾パン)
医薬品	1箱	なし		1箱
自家発電装置	1台	1台		2台
自家発電用燃料 (予備)	100L	198L		298L
予備電池	単1～単4各10個	なし		単1～単4各10個
懐中電灯	3台	なし		3台
電池式照明器具	なし	なし		なし
ポータブル火山ガス 検知器	1台	なし		1台

★は、当地区内の代表施設を示す。

② 輸送手段の確保体制

当地区において、利用者等の搬送のために活用できる車両は以下のとおりである。代表施設は、毎年4月に各施設に報告を求め、更新する。

表15 当地区における保有車両一覧

施設 車種	★須川高原温泉	須川 ビジターセンター	須川野営場	合計
普通車両	2台	0台	0台	2台
バス小型	0台	0台	0台	0台
バス大型	0台	0台	0台	0台
貨物車	1台	0台	0台	1台

★は、当地区内の代表施設を示す。

代表施設は、緊急時における輸送手段の確保について、あらかじめ一関市及び協力機関と調整し確認しておく。

7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発

(1) 当地区における研修・訓練の実施

当地区においては、下表の研修・訓練を実施する。

表17 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
避難訓練（火山災害対象）	年1回	従業員・利用者等

(2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③ 訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、一関市に報告する。

(3) 当地区における利用者等への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて利用者等への情報提供・啓発を行う。

表18 情報掲示内容等一覧

情報内容	活用する資料	周知方法
噴火警戒レベルについて 規制範囲等について	噴火警戒レベルリーフレット	掲示又は配布
野営場利用者の 噴火時の行動について	野営場における噴火時等の行動	口頭・掲示・配布等

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を一関市等に伝達する。連絡先は、表9のとおりである。

8. 参考資料

(1) 参考とすべき情報等

収集する情報等	内 容	発表 機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとは判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		

収集する情報等	内 容	発表 機関	収集方法
噴火に関する 火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する 海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害 緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土 交通省	
火口周辺規制・ 入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市ホームページ等
避難勧告・ 避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベルリーフレット

栗駒山の噴火警戒レベル

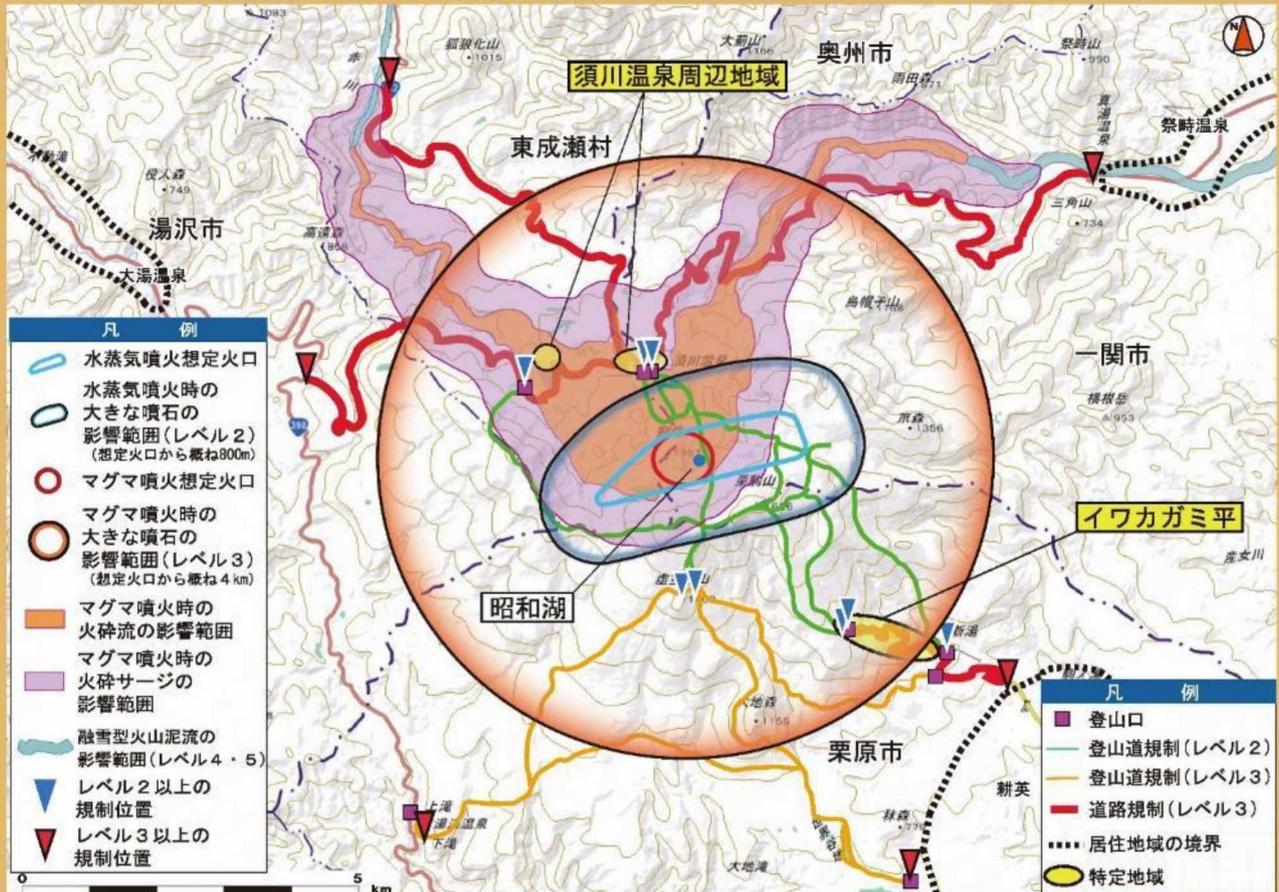
— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 栗駒山の噴火警戒レベルは、噴火警報等でお伝えします。



昭和湖を南から望む

■ 栗駒山 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



この図は、国土地理院「地理院地図」を使用して作成しています。

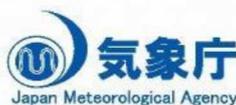
※図中の特定地域とは、居住地域よりも栗駒山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指します。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合があります。(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)

■この図は栗駒山の噴火警戒レベルに対応した規制として、レベル2、3における主な規制範囲を示しています。

●栗駒山の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については、一関市、栗原市、湯沢市、東成瀬村にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



仙台管区气象台 地域火山監視・警報センター
 TEL: 022-297-8164 <https://www.jma-net.go.jp/sendai/>
 盛岡地方气象台
 TEL: 019-622-7868 <https://www.jma-net.go.jp/morioka/>
 秋田地方气象台
 TEL: 018-823-8291 <https://www.jma-net.go.jp/akita/>
 栗駒山火山防災協議会事務局：岩手県
 TEL: 019-629-5155 <http://www.pref.iwate.jp/>



栗駒山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 過去事例 有史以降事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者の避難等が必要。	●融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降事例なし
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等が必要。特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。	●火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生またはその可能性。 火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サージ・融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 過去事例 有史以降事例なし
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	●火口から概ね800m以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生またはその可能性。 過去事例 1744年の噴火、1944年の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。

※特定地域とは、居住地域よりも栗駒山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合がある。（須川温泉周辺地域、イワカガミ平）

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※レベル3以上の火砕流・火砕サージの影響範囲は、到達範囲の推移など火山活動の状況をみながら判断する。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町の地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

9. 様式

様式1 退避状況集計様式

施設名：須川高原温泉

集計様式				年 月 日 : 現在	
緊急退避者数			うち負傷者数	備考	
利用者	従業員等	合計			

様式2 退避状況整理様式

No	ゲル -フ	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載例	↑	防災 一郎 (ホウサイ イチウ)	男	40		
	↓	防災 花子 (ホウサイ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

富士山噴火時等の避難確保計画（案）

令和3年●月

地区名：富士山吉田口登山道
（七合目地区）

施設名：東洋館、鳥居荘、富士一館、鎌岩館
七合目トモ工館、日の出館、花小屋

影響を受ける火山現象や施設の立地、施設周辺の道路等の状況、利用者の状況、従業員等の業務状況等によって、噴火時等に行うべき防災対応は異なります。避難確保計画の事例を参考にする場合には注意してください。

目 次

1. 計画の目的	1
2. 当地区の位置	2
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	4
4. 防災体制	7
5. 情報伝達及び避難誘導	10
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、 突発的に噴火した場合	10
5.2 噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられたなった場合 ..	23
5.3 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合	26
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	28
7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発	37
8. 参考資料	39
9. 様式	42

1. 計画の目的

富士山吉田口登山道七合目地区（以下「当地区」という。）に立地する以下の施設は、富士吉田市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき当地区としての避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、施設に勤務する者、施設の利用者、施設周辺にいる登山者・観光客等（以下「利用者等」という。）に対して、富士山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

表1 当地区内の避難促進施設

No.	施設名称（所有者等）
1	◎東洋館
2	鳥居荘
3	富士一館
4	鎌岩館
5	七合目トモエ館
6	◎日の出館
7	花小屋

◎は、当地区内の代表施設を示す。

※富士山吉田口旅館組合の役員改選に合わせて本計画の見直しを行い、代表施設の変更についても、検討を行うものとする。

2. 当地区の位置

以下に、当地区の位置図を示す。当地区は、火口ができる可能性のある範囲に位置しており、噴火警戒レベル3（入山規制）の場合に避難が必要になる。

表2 施設の位置

項目		内容
噴火警戒 レベル	レベル2（火口周辺規制）※	
	レベル3（入山規制）	範囲内
	レベル4・5（避難準備・避難）	範囲内
地区に影響のある火山現象		大きな噴石、小さな噴石、降灰、 火砕流・火砕サージ、溶岩流、 融雪型火山泥流、火山ガス、火山性地震

※富士山の噴火警戒レベル2は、噴火前の火山活動が高まる段階では、火口位置を特定して限定的な警戒範囲を示すことが困難なことから発表されず、噴火後に火山活動の低下や警戒範囲が限定される場合に発表される。

また、富士山火山防災対策協議会では、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」による防災対応に関する申し合わせ書に基づき、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、協議会構成機関から登山の自粛が呼び掛けられる。

次項に、当地区の位置図を示す。

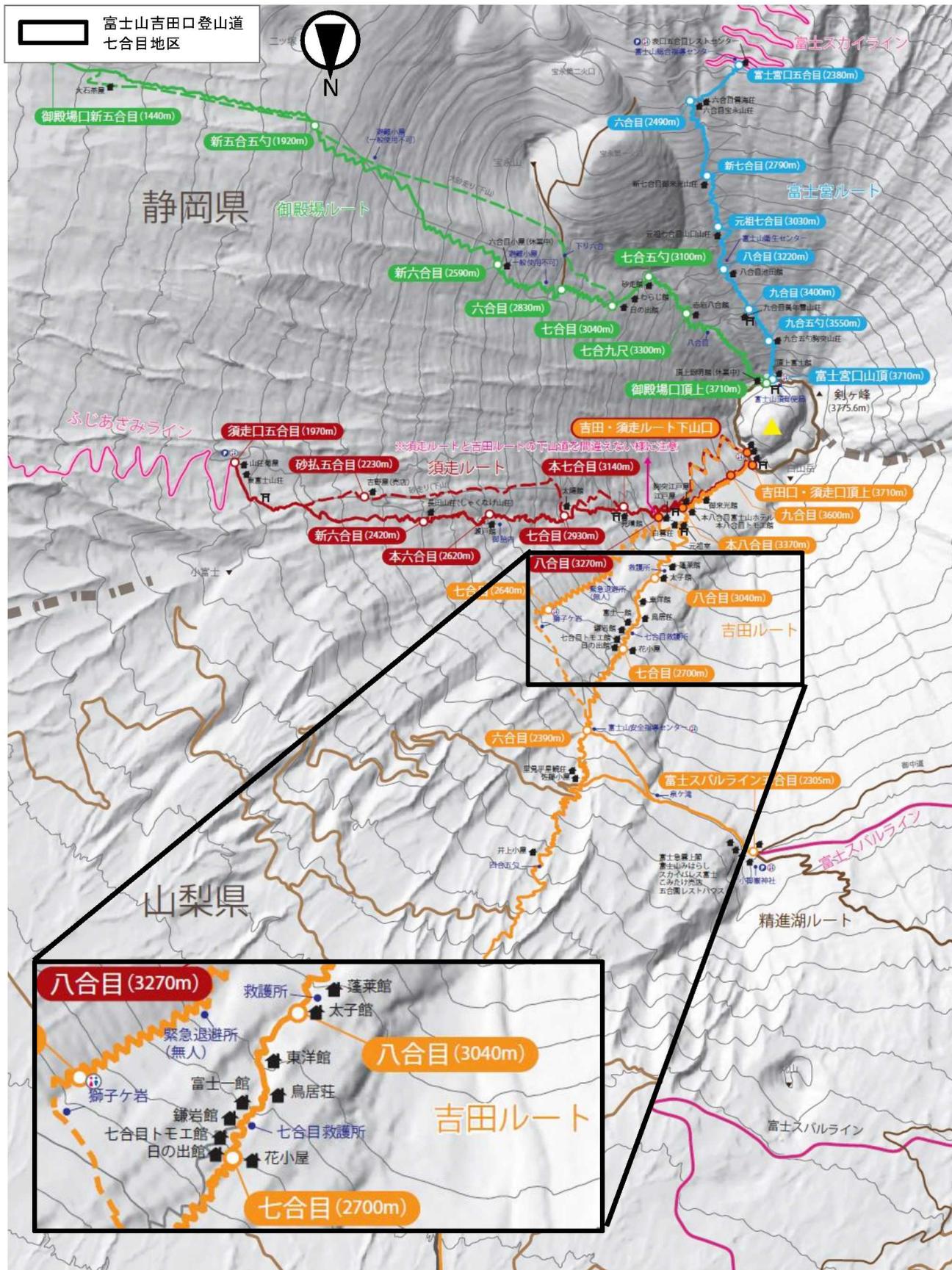


図1 当地区の位置図

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当地区において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。
 また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保を図る。
 なお、避難を確保すべき者と施設周辺にいる者の想定人数は、以下のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等

(日中のピーク8月の休日を想定)

業種	施設名	従業員数	最大利用者数	各施設のピーク時間
宿泊施設	① ◎東洋館	15人	264人	13時～17時
	② 鳥居荘	8人	200人	16時頃
	③ 富士一館	7人	110人	16時頃
	④ 鎌岩館	10人	100人	17時頃
	⑤ 七合目トモエ館	7人	100人	17時頃
	⑥ ◎日の出館	4人	100人	12時頃
	⑦ 花小屋	9人	200人	14時頃
合計		60人	904人	

施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
150人
30人
20人
20人
30人
10人
100人
360人

◎は、当地区内の代表施設を示す。

表4 避難を確保すべき利用者等

(夜間のピーク8月の休日を想定)

業種	施設名	従業員数	最大利用者数	各施設のピーク時間
宿泊施設	① ◎東洋館	15人	264人	23時～1時
	② 鳥居荘	8人	200人	22時頃
	③ 富士一館	7人	110人	24時頃
	④ 鎌岩館	10人	70人	24時頃
	⑤ 七合目トモエ館	7人	150人	20時～23時
	⑥ ◎日の出館	2人	100人	20時頃
	⑦ 花小屋	9人	200人	20時～23時
合計		58人	1094人	

施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
30人
30人
30人
20人
10人
4人
50人
174人

◎は、当地区内の代表施設を示す。

当地区の各施設の位置図を以下に示す。

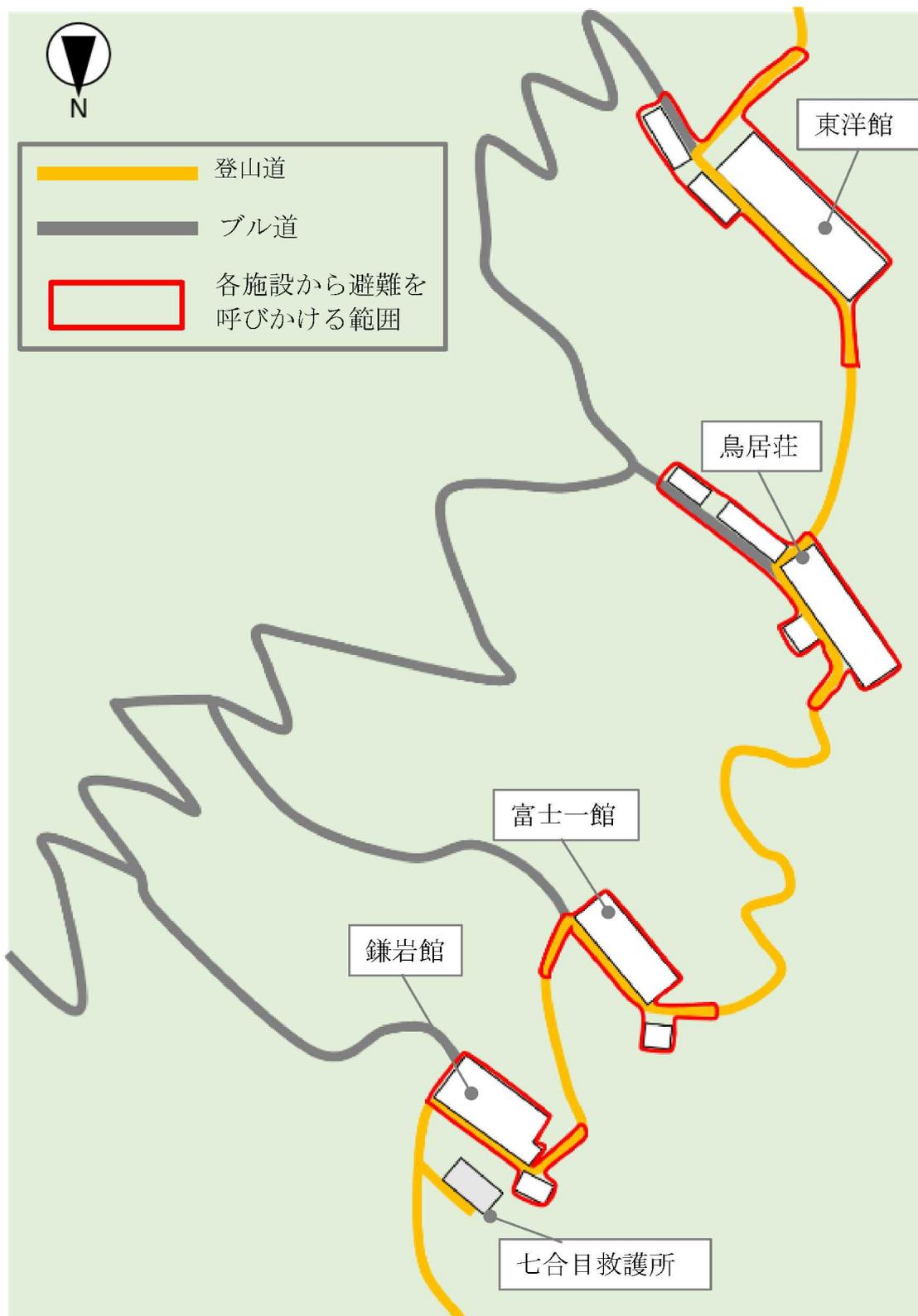


図 2—1 施設位置図

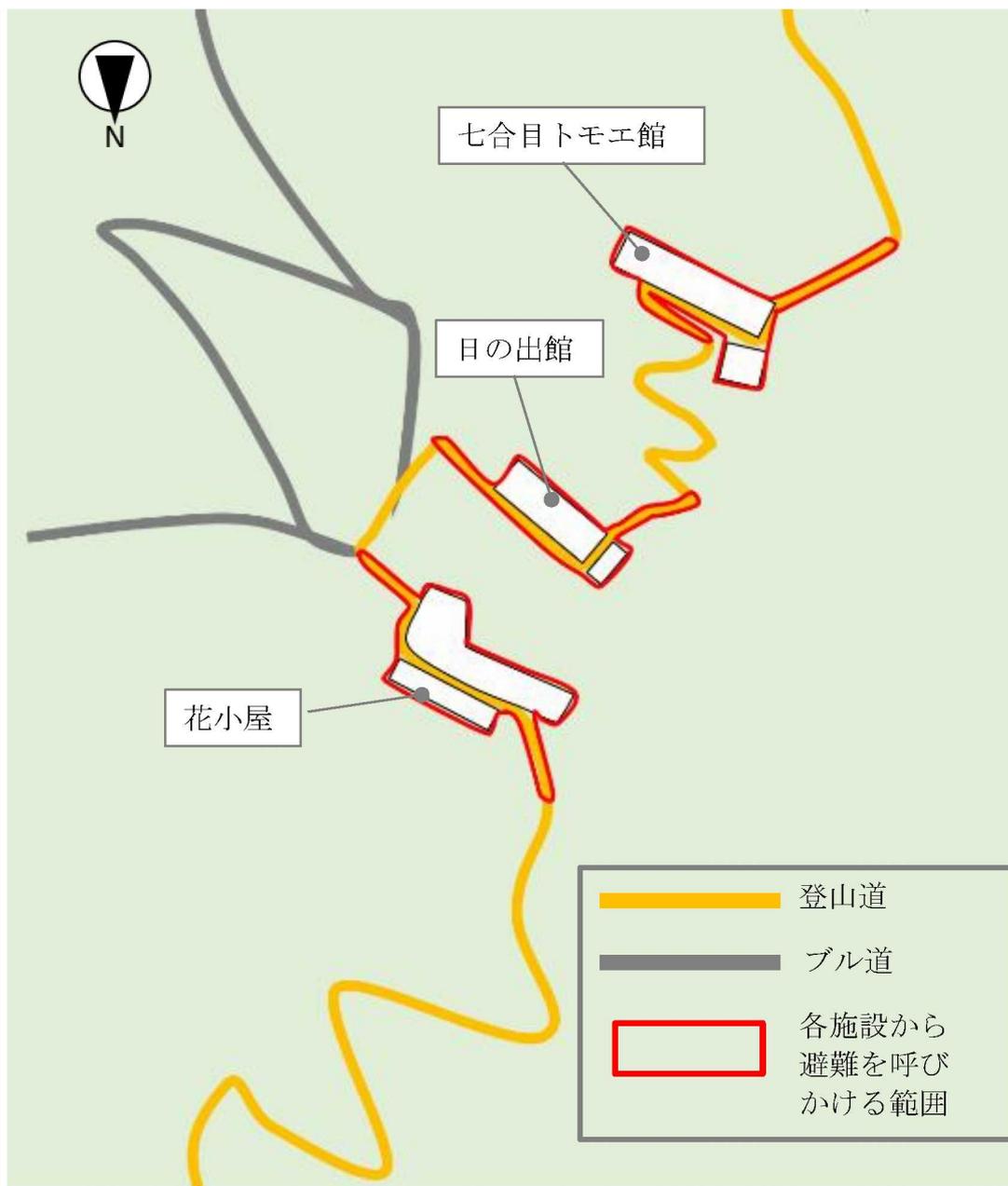


図 2—2 施設位置図

4. 防災体制

富士山の火山活動が活発化した場合の当地区における防災体制は、以下のとおりである。

表5 火山活動状況と防災体制の関係

防災体制	各施設の班組織		状況
災害対応体制	<p>日の出館（◎代表施設）については、以下の班体制をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班 	<p>左記を除く各施設は、以下の事務を担う者を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報収集・伝達 ・避難誘導 	<p>噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合</p>
情報伝達体制	<p>日の出館（◎代表施設）については、以下の班体制をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班 	<p>左記を除く各施設は、以下の事務を担う者を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報収集・伝達 	<p>噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられた場合</p> <p>火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合</p>

【当地区の体制図】

代表施設は、地区全体の災害対応を統括する。代表施設と地区を構成する施設は、以下の体制をとり災害対応にあたる。

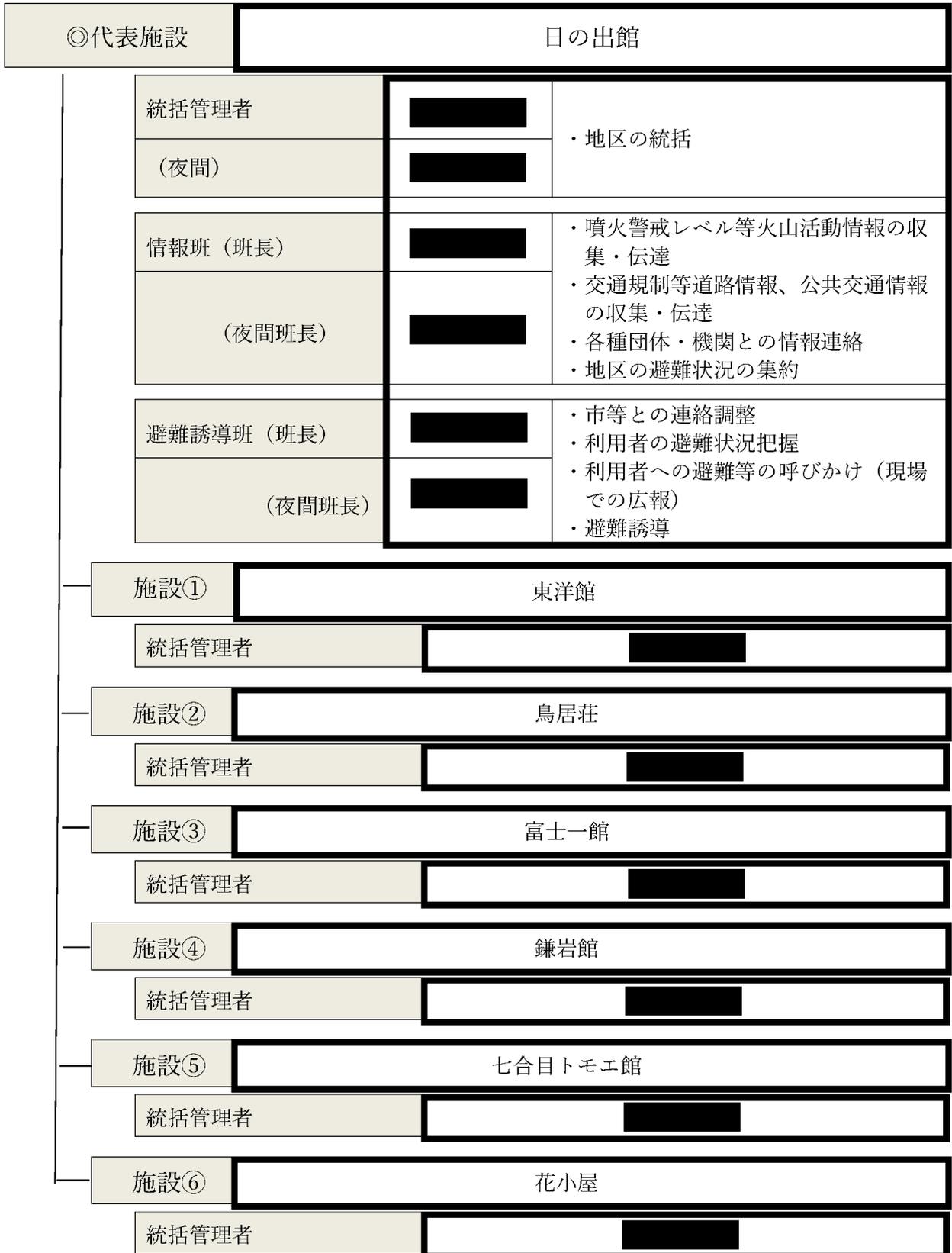


図3 地区の体制図 (七合目)

各施設の統括管理者が不在の場合等には以下の者が代理となる。

表6 各施設の統括管理者の代理順位

代理順位	氏名			
	東洋館	鳥居荘	富士一館	鎌岩館
第1位	■	■	■	■
第2位	■	■	■	■
代理順位	氏名			
	七合目トモエ館	◎日の出館	花小屋	
第1位	■	■	■	
第2位	■	■	■	

◎は、当地区内の代表施設を示す。

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

(1) 情報収集・伝達

突発的な噴火が発生した場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表7 当地区として行う情報収集・伝達

対応	代表施設	地区構成施設
①代表施設への連絡		噴火を認知した場合は、代表施設へ伝達する。
②災害対応体制の確立	災害対応体制をとり、 ・富士吉田市に噴火の発生を連絡する。 ・すべての地区構成施設に連絡する。	地区構成施設内での災害対応体制をとる。
③市との協議	富士吉田市と以下の情報を随時共有し、避難等の実施について協議を実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・地区全体の利用者等の避難状況、被災状況 ・地区内の施設及び周辺の被害状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・規制範囲外への避難経路・避難実施のタイミング	
④地区内での情報の共有	各施設の利用者等の避難状況、被災状況を把握する。 ・退避状況集計方式（様式1） ・退避状況整理方式（様式2） 各施設及び周辺の被害状況を把握する。	

情報の収集・伝達手段については、下記の手段のうち実際の噴火時等に利用できるものを用いる。

表8 情報収集・伝達手段と主な活用方法

手段	主な活用方法
電話連絡（固定・携帯）	・市等から発表される情報の収集や市等との協議 ・代表施設と地区構成施設間の情報共有
メール（山梨県災害情報メール、富士吉田市メールマガジン、緊急速報メール）	・噴火警戒レベル引上げ等の火山活動の情報や規制の実施などの情報を入手
富士スバルライン自主防災協議会無線機	・県・市等からの情報の収集や協議 ・代表施設と地区構成施設間の情報共有
LINEグループ	・代表施設と地区構成施設間の情報共有

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表9 関係機関連絡先一覧

地区・分類		関係機関	連絡先	担当窓口
七合目	代表施設	◎東洋館	携帯電話： [REDACTED]	
	構成施設	鳥居荘	固定電話： [REDACTED]	
		富士一館	携帯電話： [REDACTED]	
	代表施設	◎日の出	固定電話： [REDACTED]	
	構成施設	鎌岩館	携帯電話： [REDACTED]	
		七合目トモエ館	固定電話： [REDACTED]	
花小屋		携帯電話： [REDACTED]		
本八合目		富士山ホテル	固定電話： [REDACTED]	
		本八合目トモエ館	固定電話： [REDACTED]	
八合目	代表施設	◎元祖室	携帯電話： [REDACTED]	
	構成施設	白雲荘	固定電話： [REDACTED]	
		蓬莱館	固定電話： [REDACTED]	
		太子館	固定電話： [REDACTED]	
五合目	代表施設	◎佐藤小屋	携帯電話： [REDACTED]	
	構成施設	里見平☆星観荘	固定電話： [REDACTED]	
六合目		富士山安全指導センター	固定電話： [REDACTED]	
行政機関	富士吉田市		直通電話： [REDACTED]	富士山火山対策室
	山梨県五合目総合管理センター		直通電話： [REDACTED]	
参考	その他 関係機関	甲府地方気象台	固定電話： [REDACTED]	
		富士吉田消防署	固定電話： [REDACTED]	
		富士吉田警察署	固定電話： [REDACTED]	
		山梨県 富士山科学研究所	固定電話： [REDACTED] ※	
		富士急バス(株)	固定電話： [REDACTED] ※	

※夜間は通じない

(2) 避難誘導対応

①利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

各施設の担当者は身の安全を図りつつ、拡声器等で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者等に対しても、富士山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないように呼びかける。

文案を下記に示す。

<p>〈屋外空間への広報〉</p> <p>ただ今、富士山が噴火しました。ただちに建物内に避難してください。</p> <p>繰り返します・・・</p>
<p>〈建物内〉</p> <p>ただ今、富士山が噴火しました。建物の外に出ないでください。</p> <p>また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。</p> <p>当施設にはヘルメットが用意されております。これから係員がヘルメットを配布しますので着用してください。</p> <p>繰り返します・・・</p>

地区内で、利用者等の避難誘導先となる施設の位置図を次項に示す。

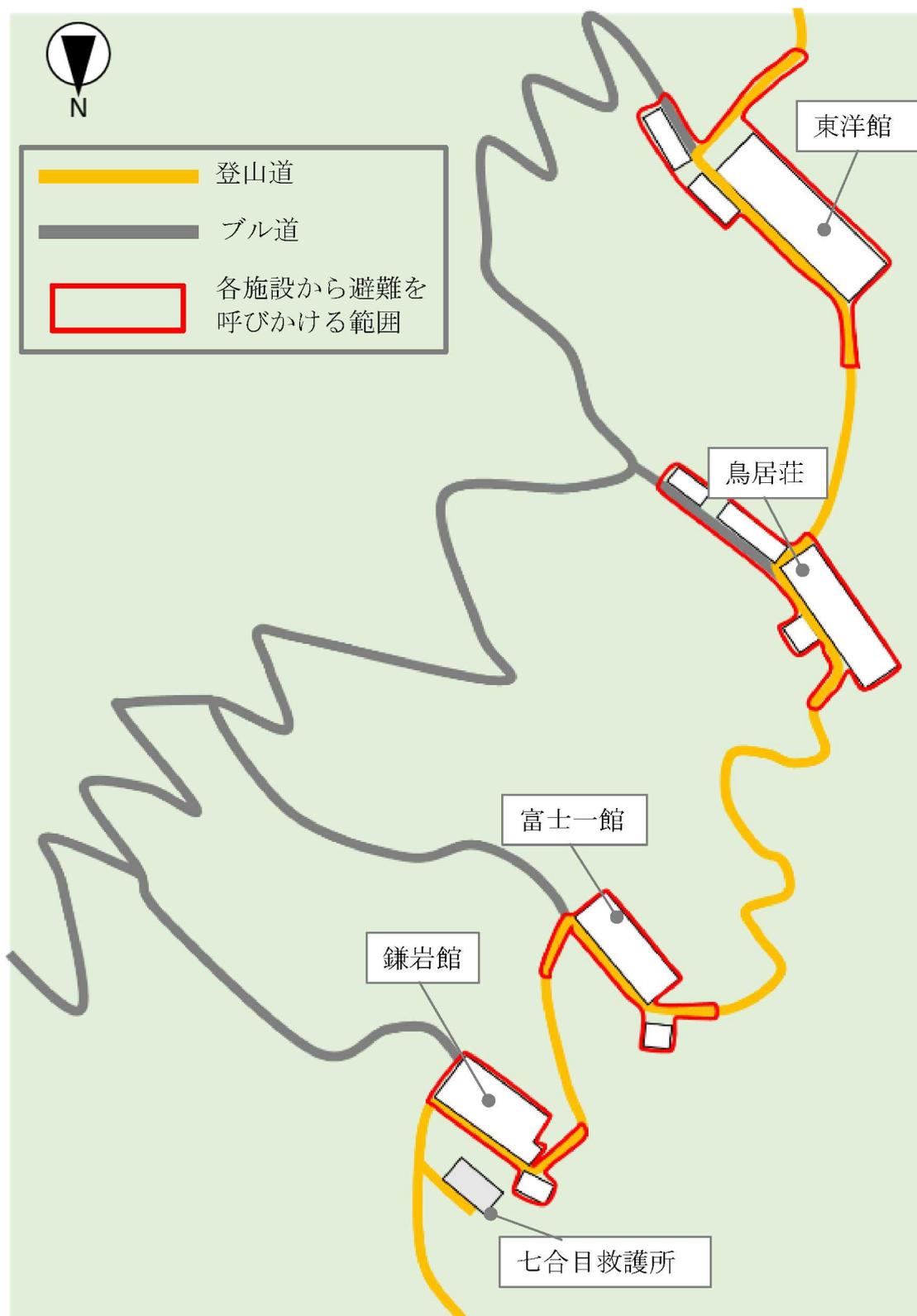


図 4—1 利用者等の避難誘導先となる施設位置図

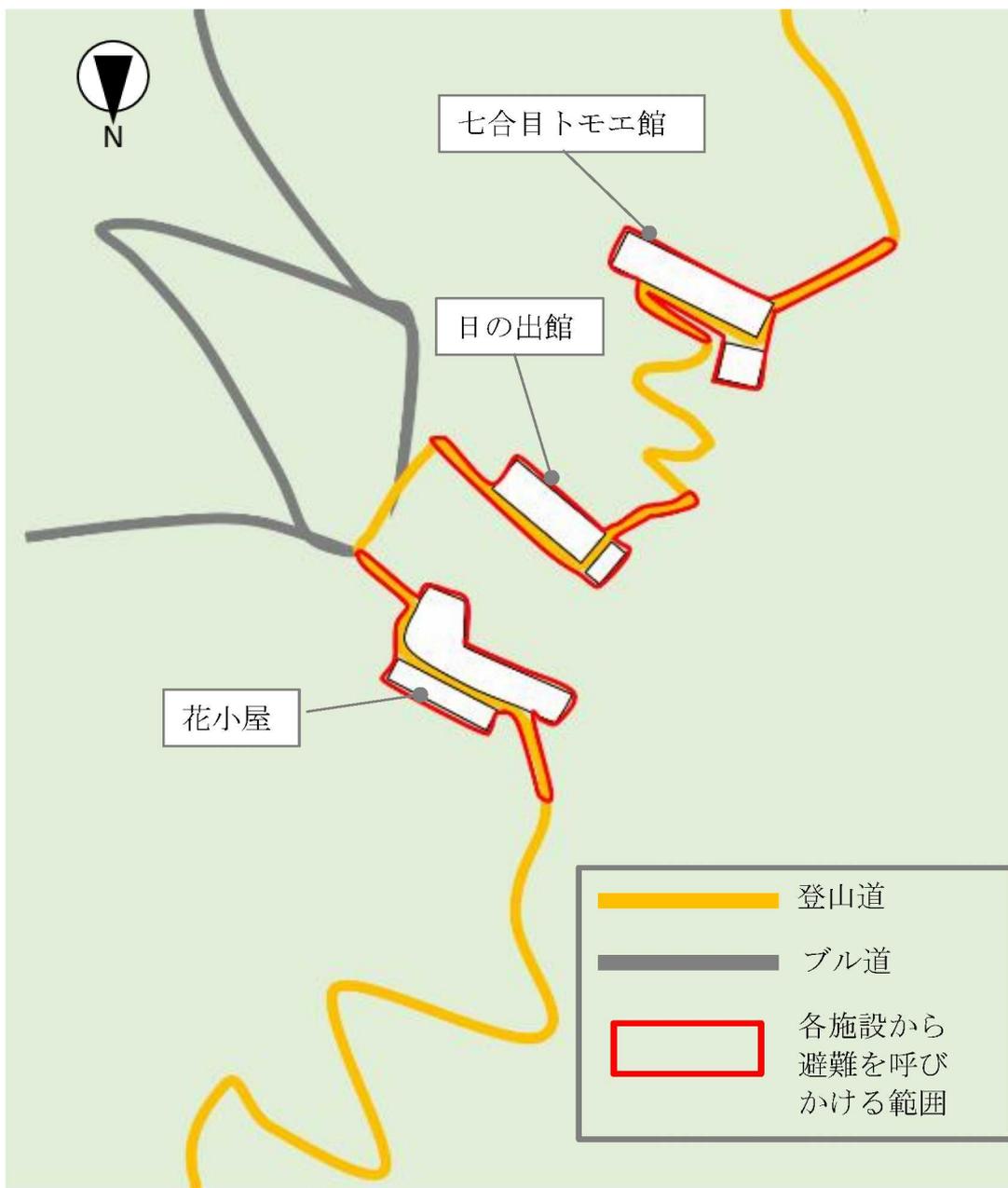


図 4—2 利用者等の避難誘導先となる施設位置図

②建物内での緊急退避誘導（屋内の移動）

大きな噴石が予想される際の緊急退避は、利用者等をできる限り各施設内の建物内で上階のある箇所の下等より安全な場所に誘導する。誘導後、マスク、ヘルメットを配布する。

各施設のより安全な場所へ至る経路図は以下のとおりである。

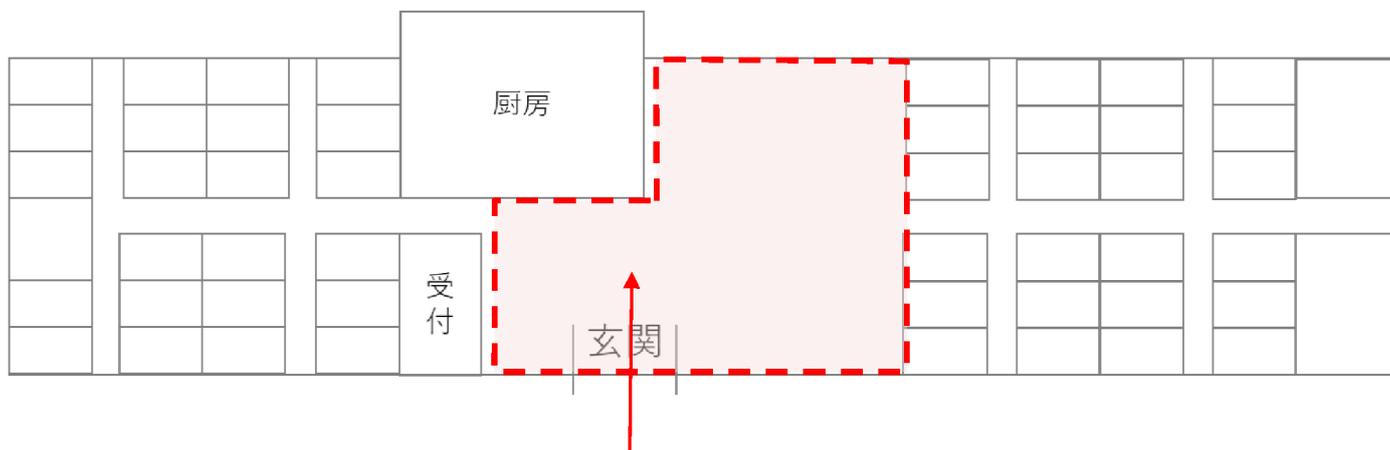


図5-1 東洋館のより安全な場所・経路図

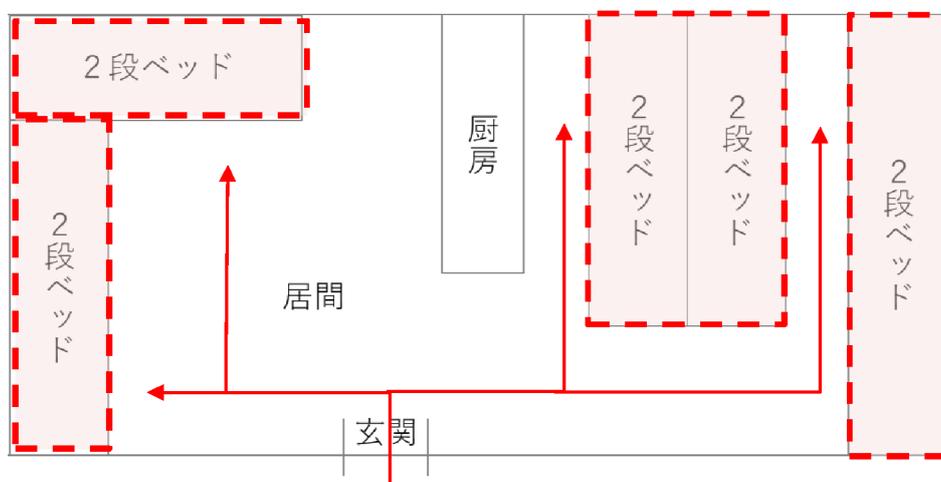


図5-2 鳥居荘のより安全な場所・経路図

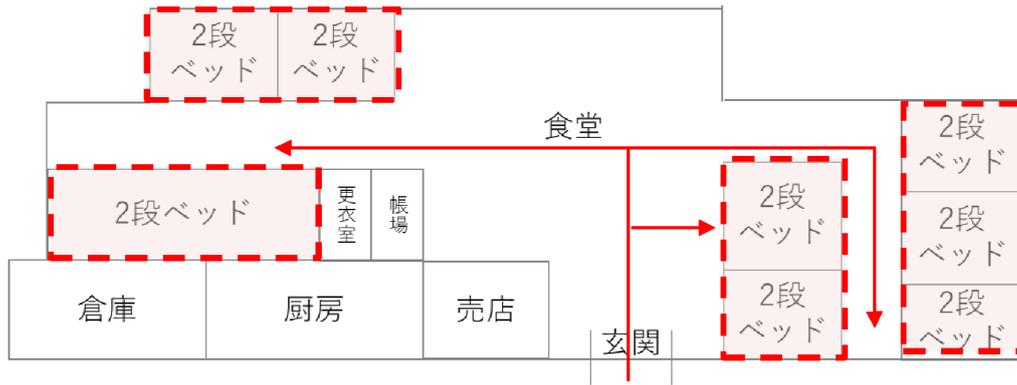


図5-3 富士一館のより安全な場所・経路図

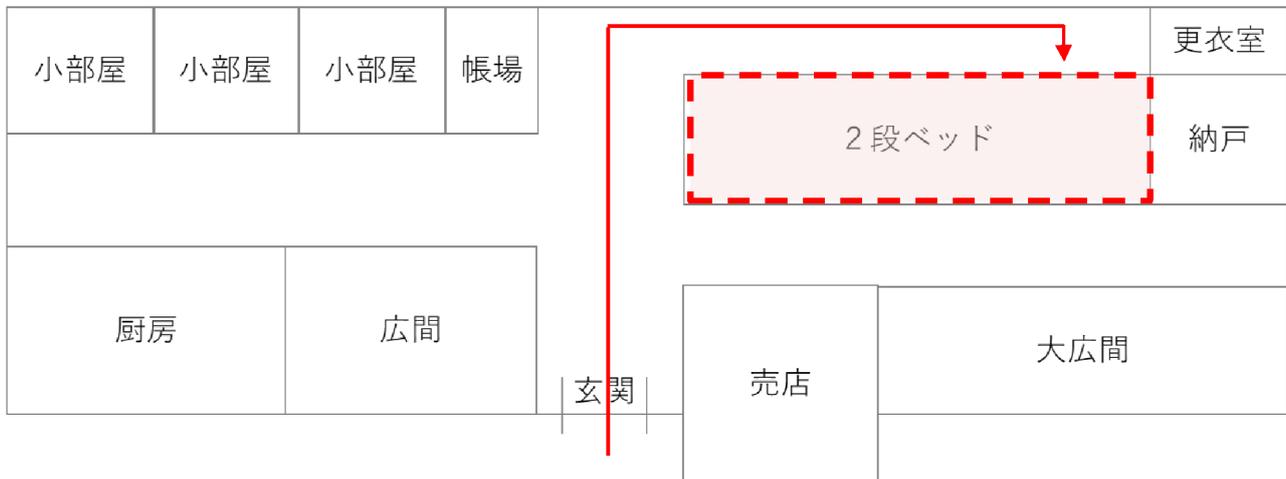


図5-4 鎌岩館のより安全な場所・経路図

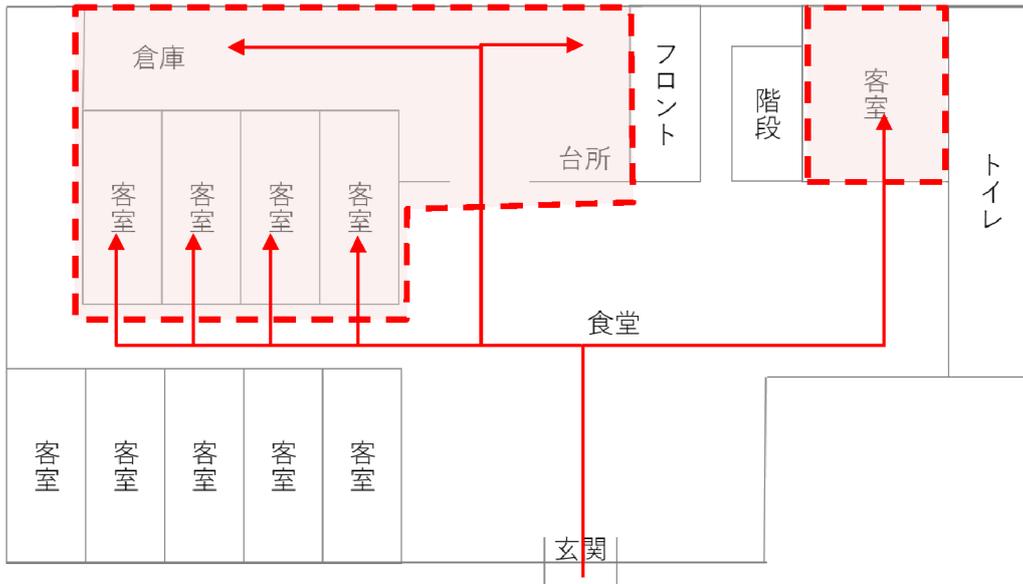


図5-5 七合目トモエ館のより安全な場所・経路図

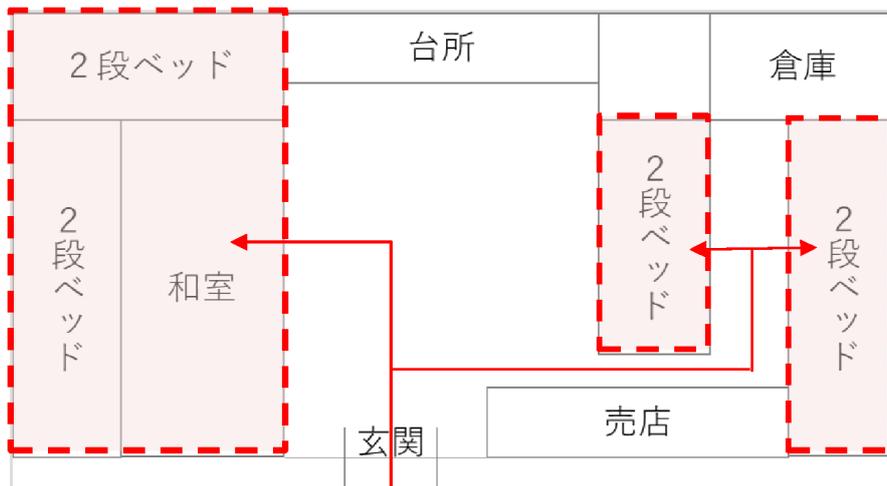


図5-6 日の出館のより安全な場所・経路図

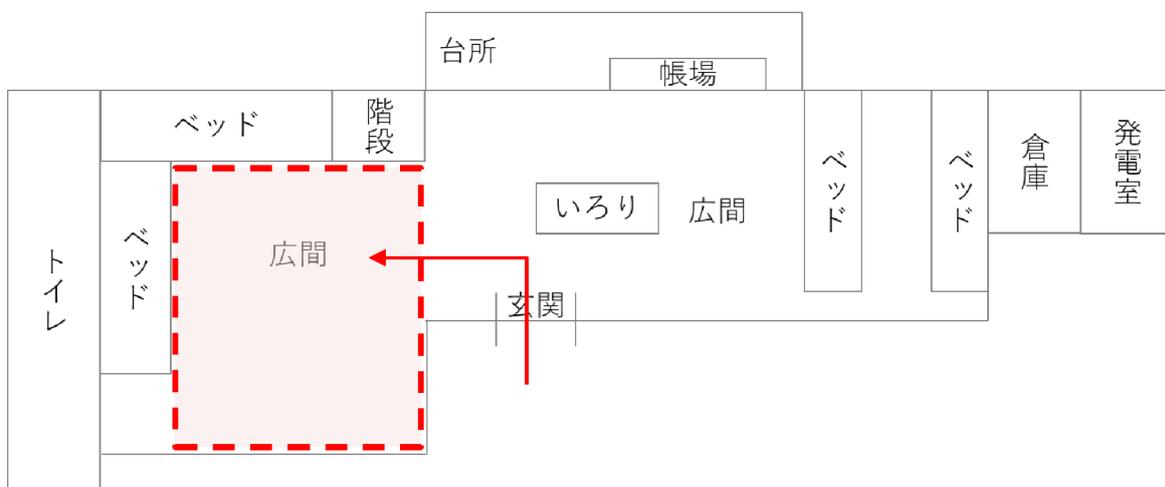


図5-7 花小屋のより安全な場所・経路図

(3) 退避者状況の把握・整理

各施設の統括管理者は、退避が完了した後、利用者等の状況を退避状況集計様式（様式1）により可能な限り整理する。その後、さらに詳細な報告を要する場合には、退避状況整理様式（様式2）により整理する。

代表施設は、地区構成施設の情報を集約し、地区全体の退避状況等の把握・整理を行う。

(4) 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。また、負傷者の状況等を統括管理者に報告する。

(5) 規制範囲外への避難

①富士吉田市等との協議

代表施設の統括管理者は、規制範囲外への避難の可否やタイミング、避難手段や避難経路等について、富士吉田市等と協議を行う。代表施設の統括管理者は、地区構成施設の統括管理者に富士吉田市等との協議結果を伝え、情報を共有する。

②避難手段・避難経路

避難手段は、徒歩を基本とするが、富士吉田市等から指示があった場合はこの限りではない。

避難経路は、火口の位置等の状況により異なるため、図6の避難経路図（例）をもとに、富士吉田市等との協議により決定する。

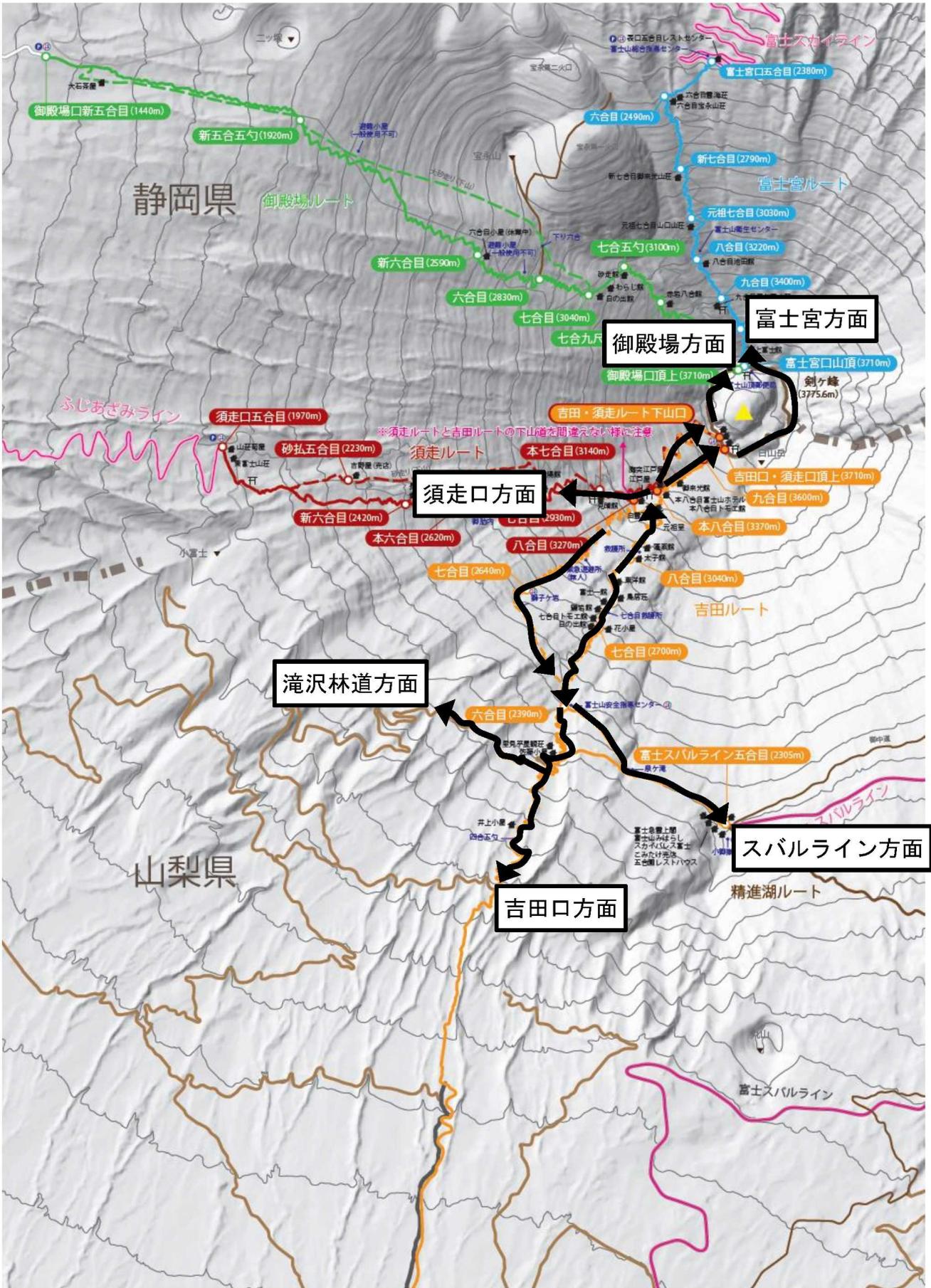


図6—1 避難経路（例）

③避難誘導（利用者等への伝達）

各施設は、富士吉田市等と連絡・協議した避難経路等を利用者等に伝達する。

文例を下記に示す。

富士吉田市からの指示により、これから避難を開始してください。
六合目の富士山安全指導センターを目指し、●●のルートを下山してください。
富士山安全指導センターでは、誘導員の指示に従ってください。
落石、転倒等に十分注意しながら、落ち着いて下山してください。
繰り返します・・・

④施設関係者の避難

施設関係者は、施設内の残留者等の状況を確認した後、規制範囲外への避難を開始する。

施設関係者が避難を開始する際は、施設の玄関等に避難経路等を示したマップの掲示や分岐地点へ看板を設置するなどして、七合目地区より上から下山してくる登山者等に情報を伝える。

5.2 噴火警戒レベルが「3」以上に引き上げられた場合

(1) 情報収集・伝達

①富士吉田市・地区構成施設等との情報収集・伝達

立入規制等により、避難が必要になった場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表10 当地区として行う情報収集・伝達

対応	代表施設	地区構成施設
①災害対応体制の確立	富士吉田市からの第一報をもとに災害対応体制をとり、すべての構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での災害対応体制をとる。
②市との協議	富士吉田市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・地区内の施設の利用者数 ・避難経路、避難実施のタイミング 	/
③地区内での情報の共有	富士吉田市との協議で得られた情報を地区構成施設と共有する。	利用者等の避難状況を代表施設と共有する。

関係機関の連絡先は、表9のとおりである。

②利用者等への情報伝達

各施設は、拡声器等で、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや避難勧告・避難指示の発令により、規制範囲外へ避難が必要なこと及び富士吉田市等からの指示が来るまでの間に避難の準備をし、施設内及び施設周辺で待機しておくよう伝える。

文案を下記に示す。

〈日中：建物内及び周辺での広報〉

ただ今、富士山の噴火警戒レベルが3に上がり、第一次避難対象エリアに立入規制がかかりました。

現在、富士吉田市及び山梨県と連絡をとり、避難経路や避難実施のタイミングについて、情報収集しています。

すぐに避難を始めると、渋滞が発生し、落石、転倒等の危険が高まります。

情報が入り次第、お伝えしますので、避難の準備をしてお待ちください。

繰り返します・・・

〈夜間：建物内及び周辺での広報〉

ただ今、富士山の噴火警戒レベルが3に上がり、第一次避難対象エリアに立入規制がかかりました。

現在、富士吉田市及び山梨県と連絡をとり、避難経路や避難実施のタイミングについて、情報収集しています。

夜間の下山は大変危険です。

情報が入り次第、お伝えしますので、避難の準備をしてお待ちください。

繰り返します・・・

(2) 避難誘導対応

①富士吉田市等との連絡・協議

代表施設の統括管理者は、富士吉田市等と規制範囲外への避難の可否やタイミングについて、協議する。

②代表施設と地区構成施設との情報共有

代表施設の統括管理者は、地区構成施設の統括管理者に富士吉田市等との協議の結果を共有する。

③避難手段・避難経路

避難手段は、徒歩を基本とする。

避難経路は、富士吉田市等との協議により、図6の経路図をもとに決定する。

④利用者等への伝達

各施設は、避難のタイミングや避難経路等を利用者等に伝達する。また、宿泊予定者にも入山規制が実施されていること等について、可能な範囲で連絡を行う。

文例を下記に示す。

富士吉田市からの指示により、これから避難を開始します。
六合目の富士山安全指導センターを目指し、●●のルートを下山してください。
富士山安全指導センターでは、誘導員の指示に従ってください。
落石、転倒等に十分注意しながら、落ち着いて下山してください。
繰り返します・・・

⑤施設関係者の避難

施設関係者についても、施設内の残留者等の状況を確認した後、規制範囲外への避難を開始する。

施設関係者が避難を開始する際は、施設の玄関等に避難経路等を示したマップの掲示や分岐地点へ看板を設置するなどして、七合目地区より上から下山してくる登山者等に情報を伝える。

5.3 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

(1) 情報収集・伝達

表11 当地区として行う情報収集・伝達

対応	代表施設	地区構成施設
①情報伝達体制の確立	富士吉田市からの第一報をもとに情報収集体制をとり、すべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での情報伝達体制をとる。
②市との協議	富士吉田市と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 	/
③地区内での情報の共有	利用者等に臨時の解説情報が発表されたこと、登山の自粛が求められていることを伝達する。	

関係機関の連絡先は、表9のとおりである。

(2) 利用者等への周知

各施設は、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたこと、立入規制が実施されたこと、臨時の解説情報が発表されたことを利用者等に伝える。また、施設周辺にいない宿泊予定者にも同様に電話連絡等を行う。

文案を下記に示す。

〈臨時の解説情報が発表された場合〉
ただ今、気象庁から富士山に関する臨時の解説情報が出されました。
吉田口登山道を含む全ての登山道で登山の自粛が呼びかけられています。
今後の火山活動や気象庁・富士吉田市等からの情報に注意するとともに、できるだけ早めに下山を始めてください。
繰り返します。・・・

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

（1）当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

① 保有設備、資器材、備蓄物資

各施設で保有する、情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。

各施設の統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

各施設の統括管理者は、毎年7月に設備・資器材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。また、更新等の状況を代表施設に報告する。

表12-1 東洋館の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

（令和2年12月現在）

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	広間	1
	ラジオ	厨房	1
	ファックス		
	インターネット端末	受付	5
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器	広間物入れ	2
	ヘルメット（支給品含む）	広間物入れ	50
	ヘッドライト（支給品）	広間物入れ	50
	マスク	広間物入れ	50
	水・食料	在庫を使用	
	寝具・防寒具	寝室	240
応急手当	医薬品	広間物入れ	1セット
	ファーストエイドキット（支給品）	受付	1セット
その他	自家発電装置	発電機室	3台
	自家発電用燃料（予備）	屋外	400L
	予備電池	販売物を使用	100本
	懐中電灯	厨房・受付	5
	電池式照明器具		

表12-2 鳥居荘の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

(令和2年12月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	小屋1F居間	1
	ラジオ	小屋1F居間	3
	ファックス		
	インターネット端末	小屋1F居間	1
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器	小屋1F居間	1
	ヘルメット（支給品含む）	小屋1F居間	150
	ヘッドライト（支給品）	小屋1F居間	100
	マスク	小屋1F居間	100
	水・食料	小屋1F居間	200人分
	寝具・防寒具	小屋ベッド	200
応急手当	医薬品	小屋1F居間	1セット
	ファーストエイドキット（支給品）	小屋1F居間	1セット
その他	自家発電装置	発電機小屋	3台
	自家発電用燃料（予備）	発電機小屋	200L
	予備電池	小屋1F居間	200
	懐中電灯	小屋1F居間	200
	電池式照明器具		

表12-3 富士一館の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

(令和2年12月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ		
	ラジオ	フロント	2
	ファックス		
	インターネット端末	フロント	1
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器	フロント	3
	ヘルメット（支給品含む）	倉庫	120
	ヘッドライト（支給品）	倉庫	88
	マスク	倉庫	1000
	水・食料	倉庫	300
	寝具・防寒具	寝室	130
応急手当	医薬品	フロント	1
	ファーストエイドキット（支給品）	倉庫	1
その他	自家発電装置	発電室	2台
	自家発電用燃料（予備）	発電室	200ℓ
	予備電池	フロント	100
	懐中電灯	倉庫	30
	電池式照明器具		

表12-4 鎌岩館の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

(令和2年12月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	帳場	1
	ラジオ	売店	1
	ファックス	帳場	1
	インターネット端末	帳場	1
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器	2F寝室	2
	ヘルメット（支給品含む）	2F寝室	98
	ヘッドライト（支給品）	2F寝室	98
	マスク	2F寝室	98
	水・食料	2F寝室	50人分
	寝具・防寒具	2F寝室	100
応急手当	医薬品	2F寝室	1セット
	ファーストエイドキット（支給品）	2F寝室	1セット
その他	自家発電装置	発電所	3台
	自家発電用燃料（予備）	発電所	5日分
	予備電池	売店	30本
	懐中電灯	売店	10
	電池式照明器具	売店	2

表12-5 七合目トモエ館の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

(令和2年12月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ		
	ラジオ	売店	1
	ファックス		
	インターネット端末	フロント	2
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器	売店	1
	ヘルメット（支給品含む）	廊下	98
	ヘッドライト（支給品）	廊下	98
	マスク	廊下	98
	水・食料	倉庫	200人分
	寝具	客室	200
	防寒具	売店	50
応急手当	医薬品	フロント	1セット
	ファーストエイドキット（支給品）	売店	1セット
その他	自家発電装置	発電機小屋	2
	自家発電用燃料（予備）	屋外	600L
	予備電池	売店	100本
	懐中電灯	売店	10
	電池式照明器具	売店	10

表12-6 日の出館の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

(令和2年12月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	倉庫	1
	ラジオ	売店	1
	ファックス		
	インターネット端末		
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器	売店	1
	ヘルメット（支給品含む）	倉庫	50
	ヘッドライト（支給品）	倉庫	50
	マスク	倉庫	50
	水・食料	倉庫	3ケース
	寝具・防寒具	倉庫	50
応急手当	医薬品	倉庫	1セット
	ファーストエイドキット（支給品）	倉庫	1セット
その他	自家発電装置	発電室	1台
	自家発電用燃料（予備）	発電室	18L 3ケース
	予備電池	倉庫	24ヶ入 3ケース
	懐中電灯	倉庫	5
	電池式照明器具		

表12-7 花小屋の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

(令和2年12月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	帳場	1
	ラジオ		
	ファックス		
	インターネット端末	帳場	1
避難誘導	屋外スピーカー		
	携帯用拡声器	いろいろ	1
	ヘルメット（支給品含む）	いろいろ西壁	50
	ヘッドライト（支給品）	帳場	50
	マスク	売店	100
	水・食料	売店	200人分
	寝具・防寒具	東側広間・売店	50
応急手当	医薬品	台所	1セット
	ファーストエイドキット（支給品）	台所	1式
その他	自家発電装置	発電室	2台
	自家発電用燃料（予備）	発電室	200L
	予備電池	広間・売店	60
	懐中電灯	広間・売店	4
	電池式照明器具	台所	2

② 建物内のより安全な場所

各施設の建物内のより安全な場所は図5-1～図5-7のとおりである。今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、各施設の強化に努める。

(2) 地区全体の施設整備・備品等の状況

① 資器材・備蓄物資

当地区で現在保有する避難誘導の際に必要な資器材、緊急退避した従業員、利用者等のための備蓄物資は、下表のとおりである。代表施設は、毎年7月に各施設に報告を求め、更新する。

表13 地区における資器材、備蓄物資一覧（七合目）

資器材等	東洋館	鳥居荘	富士一館	鎌岩館	七合目 トモエ館	◎ 日の出館	花小屋
拡声器	2	1	3	2	1	1	1
ヘルメット (支給品含む)	50	150	120	98	98	50	50
ヘッドライト (支給品)	50	100	88	98	98	50	50
マスク	50	100	1000	98	98	50	100
水	物販を使用	200人分	300	50人分	200人分	3ケース	200人分
食料	物販を使用	200人分		50人分	200人分		200人分
寝具	240	200	130	100	200	50	50
防寒具	240	200	130	100	50	50	50
医薬品	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
ファーストエイド キット (支給品)	1式	1式	1式	1式	1式	1式	1式
自家発電装置	3	3	2	3	2	1	2
自家発電用燃料 (予備)	400L	200L	200L	5日分	600L	18L 3ケース	200L
予備電池	100本	200	100	30本	100本	24入 3ケース	60
懐中電灯	5	200	30	10	10	5	4
電池式照明器具				2	10		2

◎は、当地区内の代表施設を示す。

7. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発

(1) 当地区における研修・訓練の実施

当地区においては、下表の研修・訓練を実施する。

表15 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
情報収集・伝達訓練	毎年7月頃	防災対応要員、利用者等（必要に応じて）
避難誘導訓練（富士スバルライン自主防災協議会主催）	毎年5月頃	防災対応要員、従業員、利用者等（必要に応じて）
避難訓練（火山防災協議会主催）	適宜	防災対応要員
研修会（関係機関）、防災講演会	適宜	防災対応要員、従業員

(2) 避難確保計画の見直し

- ①毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ②施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、富士吉田市に報告する。

(3) 当地区における利用者等への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて利用者等への情報提供・啓発を行う。

表16 情報掲示内容等一覧

情報内容	活用する資料	周知方法
建物内のより安全な場所	平面図（建物内のより安全な場所）	掲示
噴火時の避難路	富士山噴火時における避難ルートマップ	掲示
噴火時等の心得、行動のしかた	気象庁作成の噴火警戒レベル	掲示
現在の噴火警戒レベル	気象庁ホームページ	掲示
火山に関するパンフレット	火山への登山のしおり	掲示と配布

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を甲府地方气象台に伝達する。連絡先は、表9のとおりである。

8. 参考資料

(1) 参考とすべき情報等

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベル表



平成19年12月1日運用開始

富士山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (注1-2)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 【過去（2007年）噴火の事例】 12月13日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広域に堆積 【過去の噴火事例】 貞観噴火（804～805年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延和噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに地帯の及び範囲が危険）。 【過去（2007年）噴火の事例】 12月15日昼～18日午前（噴火開始前日～直前）： 北麓多発、東京など広域で揺れ
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するよう噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。 【過去（2007年）噴火の事例】 12月14日まで（噴火開始数日前）： 北麓で有感となる地震が増加
火口周辺警報	火口から 居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等当該地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火口活動の高まり。 【過去（2007年）噴火の事例】 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、噴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 【過去事例】 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1 (富士山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

注1) ここでのいう噴石とは、三として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特定されており、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

※詳しくは、具体的な火山防災マップについては地域防災計画等が定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>



9. 様式

様式 1 退避状況集計様式

集計様式				年 月 日 : 現在	
緊急退避者数			うち負傷者数	備考	
利用者	従業員等	合計			

様式 2 退避状況整理様式

No	ゲル -フ	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載 例	↑	防災一郎 (ホウサイイチロウ)	男	40		
	↓	防災花子 (ホウサイハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						